

令和 7 年度

青森市男女共同参画プラン
推進状況報告書

令和 7 年 7 月
青 森 市



目 次

1	数値目標の実績値	P 1
2	令和6年度の活動状況及び令和7年度以降の方向性	
	第1章 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり	P 3
	第2章 安心して暮らせる社会づくり	P 15
	第3章 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	P 39

1 数値目標の実績値

No.	指標とその説明	現状値	目標値 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	担当課	備 考
《第 1 章》 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり										
1	青森市における課長相当職以上に占める女性の割合 青森市役所における課長級以上の女性の割合	16. 5% （令和5年度）	目標値	18. 2%	18. 2%	18. 2%	18. 2%	18. 2%	人事課	
	実績値		17. 5%				R6 達成率 96. 2%			
2	市の審議会等における女性委員の割合 法律または条例の定めにより設置された市の審議会等の委員に占める女性の割合	27. 9% （令和5年度）	目標値	28. 6%	31. 5%	34. 3%	37. 2%	40. 0%	人権男女共同参画課 総務課	
	実績値		28. 6%				R6 達成率 71. 5%			
3	市役所における男性の育児休業取得率 育児休業が取得可能となった男性職員のうち取得した割合	75. 0% （令和5年度）	目標値	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100%	人事課	
	実績値		59. 4%				R6 達成率 59. 4%			
4	AOMORI STARTUP CENTERの支援による女性の創業件数 AOMORI STARTUP CENTERの支援による市内での女性の年間創業件数	42件 （令和5年度）	目標値	28件	29件	30件	30件	31件	しごと創造課	
	実績値		37件				R6 達成率 119. 4%			
5	家族経営協定の締結数 家族経営協定を締結した農家数の累計	69件 （令和5年度）	目標値	71件	73件	75件	77件	79件	農業委員会事務局	
	実績値		71件				R6 達成率 89. 9%			
《第 2 章》 男女共同参画の視点に立った行動改革										
6	青森市ＤＶ相談支援センターにおける相談対応率 青森市ＤＶ相談支援センターにおける相談に対応した割合	100% （令和5年度）	目標値	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100%	人権男女共同参画課	
	実績値		100. 0%				R6 達成率 100%			
7	女性相談支援員による相談対応率 女性相談支援員が困難な問題を抱える女性に関する相談に対応した割合	－ （令和5年度）	目標値	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100%	人権男女共同参画課 子育て支援課	
	実績値		100. 0%				R6 達成率 100%			

1 数値目標の実績値

No.	指標とその説明	基準値	目標値 実績値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	担当課	備 考
8	「人権教室」への参加者数 青森地区人権擁護推進部会が開催する「人権教室」への児童・生徒の参加者数	1, 029人 (令和5年度)	目標値	1, 270人	1, 270人	1, 270人	1, 270人	1, 270人	人権男女共同参画課	
			実績値	549人				R6 達成率 43. 2%		
9	消防団員に占める女性団員の割合 市内の消防団員に占める女性の割合	5. 2% (令和5年度)	目標値	6. 0%	7. 0%	8. 0%	9. 0%	10. 0%	消防本部警防課	
			実績値	5. 2%				R6 達成率 52. 0%		
10	子宮頸がん検診・乳がん検診受診率 青森市国民健康保険被保険者（～69歳）ががん検診を受診した割合	子宮頸がん 12. 6% 乳がん 16. 1% (令和5年度)	目標値	子宮頸がん 20. 1% 乳がん 24. 4%	子宮頸がん 20. 1% 乳がん 24. 4%	子宮頸がん 20. 1% 乳がん 24. 4%	子宮頸がん 20. 1% 乳がん 24. 4%	子宮頸がん 20. 1% 乳がん 24. 4%	健康づくり推進課	
			実績値	子宮頸がん 12. 9% 乳がん 16. 7%				R6 達成率 子宮頸がん 64. 2% 乳がん 68. 4%		
《第3章》 労働環境における男女共同参画の促進										
11	社会全体における男女の地位の平等感 社会全体において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合（市民意識調査）	— (令和5年度)	目標値	—	50. 0%	50. 0%	50. 0%	50. 0%	人権男女共同参画課	
			実績値	—				R6 達成率 —%		
12	男女共同参画に関する講座等の満足度 青森市男女共同参画プラザ（カダール）及び青森市働く女性の家（アコール）における男女共同参画に関する講座等の内容に満足している参加者の割合（講座等アンケート）	85. 1% (令和5年度)	目標値	86. 0%	87. 0%	88. 0%	89. 0%	90. 0%	人権男女共同参画課	
			実績値	86. 2%				R6 達成率 95. 8%		
13	男女共同参画に関する講座等への男性参加者の割合 青森市男女共同参画プラザ（カダール）及び青森市働く女性の家（アコール）における男女共同参画に関する講座等の参加者のうち男性の割合	22. 5% (令和5年度)	目標値	23. 7%	25. 0%	26. 2%	27. 5%	28. 7%	人権男女共同参画課	
			実績値	18. 7%				R6 達成率 65. 2%		
14	「男女共同参画啓発小冊子」を活用した小・中学校の割合 小・中学校の授業等で「男女共同参画啓発小冊子」を活用した学校の割合	100% (令和5年度)	目標値	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100%	人権男女共同参画課	
			実績値	100. 0%				R6 達成率 100%		

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方方向性

第1章	全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(1)	女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
1	■ 市が女性管理職の積極的登用を進めることで、市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性職員の活躍を促進することにより、市内企業や各種団体等における女性活躍の促進の呼び水となるよう、率先して取組を進めます。	○	女性活躍推進法や青森市男女共同参画プランを踏まえ、男女共同参画社会の形成の前提となる男女平等と人権尊重についての理解を深め、男女の別なく活躍できる組織風土の醸成を図るための研修を実施しました。 ・受講者数：54人 男女を問わず、能力に応じた適正・公正な登用を基本に、勤務成績、年齢構成、やる気などを考慮した昇任を実施しました。	女性職員の能力の向上及び意欲の増進を図り、社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、研修等の取組を充実することとしています。	継続	なし	人事課

第1章	全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(2)	市の審議会等の委員への女性の登用の拡大

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
2	■ 市の審議会等においては、団体からの委員の推薦に当たり女性の推薦を依頼するなど女性の積極的な登用を図るとともに、委員の公募においても女性の応募を促す工夫を検討するなど、女性委員の割合を高める取組を推進し、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画できる機会の充実を図ります。	○	委員の改選がある附属機関の所管課に対し、概ね4か月前に依頼文を出すとともに事前ヒアリングを行い、女性委員の積極的な登用に取り組むよう働きかけました。 また、令和7年度に向けた取組内容の見直しについて検討しました。	一部の附属機関については、法令に基づき指定された職に女性が少ないこと、各種団体等の代表者、役員、構成メンバー、学識経験者（専門分野）に女性が少ない等の理由から、女性の登用が進んでおらず各種団体から男性が推薦されている状況ではありますが、市の政策形成過程に男女が共に参画できる機会の充実を図るため、取組内容について見直しを行いながら、引き続き、女性委員の積極的な登用について附属機関の所管課に対し働きかけていきます。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
3		○	「青森市附属機関の設置及び運営に関する指針」に基づき、委員については適任者を選任することを原則としつつ、団体からの委員の推薦に当たっては女性の推薦を依頼するなど、女性委員の積極的な登用を図るよう附属機関の所管課に対し働きかけを行いました。 ・令和6年度女性委員の割合：28.6%	引き続き、「青森市附属機関の設置及び運営に関する指針」に基づき、委員については適任者を選任することを原則としつつ、団体からの委員の推薦に当たっては女性の推薦を依頼するなど、女性委員の積極的な登用を図るよう附属機関の所管課に対し働きかけを行います。	継続	附属機関設置調整事務	総務課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方角性

第1章	全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(3)	企業や各種団体等における女性の積極的登用にに向けた働きかけ

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方角性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
4	■ 女性活躍推進法を踏まえ、女性の採用・登用に積極的な企業・団体等の事例を広く紹介するなど、関係機関との連携のもと、企業や各種団体等への女性の積極的登用にに向けた働きかけを行い、女性活躍の機運を醸成します。	○	男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページで周知しました。 ・被表彰者数：「個人及び団体の部」1団体、「事業者の部」1事業所	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性の積極的登用にに向けての促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
5		○	カダール通信、常設ボードや情報ステーションでの展示掲示を通じて、女性活躍推進法を踏まえた取組について広く情報発信しました。 青森市男女共同参画推進表彰受賞者の取組を青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」で紹介しました。 ・カダール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性の積極的登用にに向けての促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
6		○	アコール通信、移動パネルや情報コーナーでの展示掲示を通じて、女性活躍推進法を踏まえた取組について広く情報発信しました。 青森市男女共同参画推進表彰受賞者の取組を青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」で紹介しました。 ・アコール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性の積極的登用にに向けての促進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
7		○	市内企業に対し、関係機関との連携のもと、女性など多様な人材の活躍を促すために、市ホームページ等により必要な情報提供等を行いました。	人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化に対応するためには、人口の約半分を占める女性をはじめとする多様な人材の活躍が求められていることから、今後も継続して、職場での女性の活躍を促すための情報提供等を行う必要があります。	継続	なし	経済政策課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方角性

第1章	全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(4)	女性のエンパワーメントの推進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方角性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
8	■ 女性が自らの意識と能力を高め、主体的に活躍することの重要性について、女性自身の理解を促すとともに、キャリア形成支援や、活躍するロールモデルの情報提供を行います。	○	男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページで周知しました。 ・被表彰者数：「個人及び団体の部」1団体、「事業者の部」1事業所 また、キャリア形成意識の高揚や就業意欲の向上を図るため、働く女性同士が主体的に活動できる場として「青森市働く女性ネットワーク」を創設しました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性への意識啓発を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
9		○	カダールの開催事業、出前講座、また国際ガールズデー及び国際女性デーに関する展示掲示を通じて、意識啓発を行いました。 青森市の男女共同参画推進表彰受賞者について、青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」で広く紹介しました。 また、カダール通信、常設ボード・情報ステーション・インナーパークでの展示掲示を通じて情報発信し、意識啓発を図りました。 ・「世界で輝いた女性たち 今を生きる私たち」（3回） 参加者数：49人 ・「プチ起業塾2024」（6回） 参加者数：111人 ・「キミの“なりたい”を応援するプロジェクト」 参加者数：18人 ・「カダールマルシェ」 出店者数：2人 ・「わたしの頼れる仕事のパートナー『Chat GPT』“作業時間かかりすぎ問題”をラクラク解決」 参加者数：45人 ・出前講座（6回） 参加者数：511人 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年 ・「実験ガールズ2024」併催 「弘前大学の女性研究者たち」パネル展：7月	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性への意識啓発を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
10		○	アコールの開催事業、アコール通信、移動パネルや情報コーナーでの国際ガールズデー及び国際女性デーに関する展示掲示を通じて、意識啓発および情報発信を行いました。 ・「女性のためのお金の増やし方講座」 参加者数：8人 ・「講師デビューステップアップ支援講座」 講師デビュー者数：2人 ・「アコール階段ギャラリー」：通年 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性への意識啓発を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第1章	全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
2	ワーク・ライフ・バランスの実現
(1)	多様な働き方に対応した子育てや介護の支援

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
11	■ 男女がともに子育てをしながら働き続けられるよう、延長保育や休日保育、病児一時保育、一時預かりのほか、会員同士が子育てを助け合うファミリー・サポート・センターなどの保育サービスを充実するなど、仕事と子育ての両立を支援します。	○	延長保育に対する需要に対応するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が自主的に延長保育に取り組む場合に補助金を交付しました。 ・令和6年度延長保育実施箇所数：99箇所	保護者の就労及び子育ての両立を支援するため、通常の保育時間以上に保育の提供を行う延長保育を実施する保育所等に対し、引き続き補助金を交付する必要があります。	継続	延長保育促進事業	子育て支援課
12		○	急病や断続的勤務・短時間勤務など様々な理由により一時的に家庭で保育が困難な場合、一時的な保育サービスを提供し、保護者の就労及び子育ての両立を支援するための幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園等に対し補助金を交付しました。 ・一時預かり利用児童数：延べ85,018人	共働き家庭の増加等に伴い、保育所等の一時預かり保育に対する一定のニーズに対応するため、一時預かり保育の需要に対応する保育サービスを提供している幼稚園等に対し、引き続き補助金を交付する必要があります。	継続	一時預かり事業	子育て支援課
13		○	児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において一時的に保育する病児一時保育所の運営を委託により実施しました。 ・委託先：青森市医師会、蛸貝保育園、こども園瑞穂、こども園青い鳥 ・病児一時保育利用児童数：延べ670人	保護者が安心して病気の子どもを預けることのできる場所の提供というニーズに応じたサービスを提供し保護者の就労及び子育ての両立を支援するため、引き続き実施する必要があります。	継続	病児一時保育事業	子育て支援課
14		○	女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに対応するために、育児に関する援助を受けたい人と、援助を行いたい人とを組織化し、会員同士が相互援助活動を行いました。 ・活動実績：3,537件	核家族の進行や地域コミュニティが希薄化し、地域の子育て機能が低下している環境の中、相互に子育てを援助しあう本事業を継続して実施していく必要があります。	継続	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課
15	■ 特別な支援を必要とする家庭において安心して仕事と子育てができるよう、障がい児の特性や医療的ケアを必要とする子ども等に配慮した障がい児保育やふれあい保育、ひとり親家庭の子育てに関する相談など、特別な支援を必要とする家庭への支援の充実を図ります。	○	共働き家庭の増加等により、保育所等を希望する保護者が増え保育ニーズが多様化している中、障がい児の処遇の向上を図ることを目的として、中程度の障がい児を受け入れている特定教育・保育施設が保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の加配を行う場合に補助金を交付しました。 ・対象児童数：31人	保育所等に入所している中程度の障がいのある児童を保育するため、障がい児保育を実施する保育所等に対して、引き続き補助金を交付する必要があります。 (対象児童2人につき保育士等1人を加配するための経費を助成)	継続	障がい児保育事業	子育て支援課
16		○	健常児とともに集団教育・保育をすることにより、健全な社会性の成長発達を促進するなど、障がい児の福祉の増進を図ることを目的として、軽度の障がい児を受け入れている特定教育・保育施設が保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の加配を行う場合に補助金を交付しました。 ・対象児童数：131人	保育所等に入所している経度の障がいのある児童を保育するため、ふれあい保育を実施する保育所等に対して、引き続き補助金を交付する必要があります。 (対象児童3人につき保育士等1人を加配するための経費を助成)	継続	ふれあい保育事業	子育て支援課
17		○	ひとり親家庭等のかたが、修学や疾病などにより、一時的に家事援助や保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣しました。 ・派遣件数：延べ43件	母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等のかたが日常生活で抱える問題の解消を図るため、本事業を継続して実施していく必要があります。	継続	ひとり親家庭等日常生活支援事業（中核市）	子育て支援課
18		○	ひとり親家庭等のかたが抱えている様々な悩みなどに対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員（女性相談支援員兼務）を配置し、自立に向け生活全般の相談にのったり、就職等に関する情報提供を行ったりしました。 ・相談件数：延べ1,801件	母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等のかたの相談内容は多岐にわたり、1度では完結しない相談も多いことから、引き続き相談支援を実施する必要があります。	継続	ひとり親家庭等自立支援対策事業	子育て支援課
19	■ 女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに伴い多様化する教育・保育需要に対応するため、保育士などを対象とした研修などを通じて、教育・保育サービスの質の向上と人材の確保を図ります。	○	乳幼児期の一体的な教育・保育の推進及び質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭、保育士等の子どもの育ちを支援する者に対する研修を実施しました。 ・教育・保育施設職員研修会開催回数：5回	幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援するものの専門性の向上を図るため、今後も継続して研修会を開催していく必要があります。	継続	地域子育てサポート事業（教育・保育施設研修分）	子育て支援課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
20	■ 家族に介護が必要になった場合は、男女がともに協力し合いながらその責任を担い、介護と仕事のバランスが保てるよう、介護保険制度の周知をはじめ、介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受けられるよう介護に関する情報提供を充実させるほか、男女が安心して働くことができるよう、介護サービスの質の確保・向上を図ります。	○	介護保険制度の円滑な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護に資することを目的として、認定調査の点検等を実施しました。 ○点検件数 ・認定調査状況点検:11,212件 ・ケアプラン点検:43件 ・住宅改修・福祉用具貸与点検:65件 ・医療突合・縦覧点検:302件	持続可能な介護保険制度の構築を図るため、介護給付を必要とする方を適切に認定し、利用者が真に必要なとするサービスを確保するための取組を引き続き実施していく必要があります。	継続	介護サービス適正実施指導事業	介護保険課
21		○	介護人材確保のため、広報あおもりや市ホームページに、国・県・関係団体が実施する研修や説明会等の情報を掲載したほか、青森県社会福祉協議会との共催事業として「福祉・医療のしごと就職フェア」を開催し、介護、医療関係へ就職を希望する者に対する就職活動支援を行いました。 また、市ホームページに、介護保険制度改正等に関する情報を掲載し、制度の周知を図ったほか、介護サービス事業者に対する集団指導等により、介護サービスの質の確保・向上を図りました。 ・「福祉・医療のしごと就職フェア」参加事業者数:24事業者 参加者:51名 ・「新規事業者説明会(1回目)」参加事業者数:10事業者 ・「新規事業者説明会(2回目)」参加事業者数:11事業者 ・「集団指導」対象事業者数:226事業者	介護人材確保のため、国・県・関係団体等が実施する研修や説明会の情報の周知を行い、介護職の魅力を引き続き発信していく必要があります。	継続	介護サービス事業者管理事業	介護保険課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第1章	全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
2	ワーク・ライフ・バランスの実現
(2)	男性の家事・育児・介護等への参画促進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
22	■ 個人生活の充実ひいては経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性を対象とした啓発講座や男性のロールモデルの情報提供等を通じて、固定的性別役割分担意識や長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促し、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。	○	女性活躍の機運醸成やキャリア形成を支える働きやすい環境づくりの促進を図るための事業所向けセミナーを開催し、家事・育児などの男女格差の状況等を紹介し、男性中心の従来の働き方の見直しを促しました。 ・「女性活躍推進セミナー」参加者数：60人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、固定的性別役割分担意識の解消や長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促し、男性の家事・育児・介護等への参画を促進していく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
23		○	男性を対象とした講座、ワーク・ライフ・バランスがテーマの講演会を実施したほか、開催事業、出前講座、館内の展示掲示等を通じてワーク・ライフ・バランスの意義の周知やロールモデルの紹介を行い、男性の家庭参画促進を図りました。 ・「親子でつくろう！世界でたった一つのおしゃれバッグとタオルでくまちゃん！」参加者数：32人 ・「出産前に学びたい！知っておきたい夫婦で向きあう家事育児」 *夫婦対象 参加夫婦数：3組 ・「美容やK-POP、トレンドだけじゃない！もっと知りたいディープな韓国」参加者数：33人 ・出前講座（6回）参加者数：511人 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの周知や男性の家事・育児・介護等への参画促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
24		○	男性を対象とした料理講座をはじめとする開催事業や館内の展示掲示を通じて、ワーク・ライフ・バランスの周知や男性の家庭参画促進を図りました。 ・「男性の料理入門講座」（4回）参加者数：41人 ・「親子で一緒にいらっしや〜い！〜アコール託児室開放デー〜」（6回）参加者数：56人 ・「今日からできる家族のための防災講座 チームファミリー大作戦」参加者数：4人 ・男女共同参画関連展示：通年 ※斜字は、男性を対象とした講座	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの周知や男性の家事・育児・介護等への参画促進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
25		○	令和4年10月に策定した「男性職員育児休業取得促進プログラム」に基づき、男性職員の育児休業取得等を促進することにより、男女問わず、育児と仕事を両立できる環境づくりに取り組みました。 【男性職員育児休業取得促進プログラム】の取組内容 ・「男性向け育児ハンドブック」や「イクメンプランシート」の配付 ・「収入影響モデル」の提供 ・育児に関する制度等を紹介した動画研修（e-ラーニング）の実施 ・「育児休業取得意向報告書及び育休サポートシート」の作成 ・市長による職場訪問やお祝いメッセージの贈呈 ・休業中の職員の代替要員を確保	育児休業を取得しやすい職場環境となるよう、「男性職員育児休業取得促進プログラム」の取組内容を職員に周知していくなど、引き続き育児休業取得促進に取り組んでいく必要があります。	継続	なし	人事課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第1章	全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
2	ワーク・ライフ・バランスの実現
(3)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
26	■ ワーク・ライフ・バランスについて、企業や各種団体等に対し、その意義を周知するとともに、働きやすい職場づくりに取り組んでいる好事例の情報提供を行い、育児休業の取得などの各種制度の積極的な活用を働きかけるなど、関係機関との連携のもと、普及促進を図ります。	○	男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページで周知したほか、女性活躍の機運醸成やキャリア形成を支える働きやすい環境づくりの促進を図るための事業所向けセミナーを開催しました。 ・被表彰者数：「個人及び団体の部」1団体、「事業者の部」1事業所 ・「女性活躍推進セミナー」参加者数：60人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、先進的な取組事例等について情報提供を行い、普及啓発を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
27		○	カダールの開催事業や事業者等への出前講座、カダール通信、常設ボードや情報ステーションでの展示掲示を通じて、ワーク・ライフ・バランスの周知や普及促進を図りました。 青森市男女共同参画推進表彰受賞者とその取り組みを青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」で紹介しました。 ・「美容やK-POP、トレンドだけじゃない！もっと知りたいディープな韓国」参加者数：33人 ・出前講座（6回）参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの周知や普及促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
28		○	アコールの開催事業やアコール通信、移動パネルや情報コーナーでの展示掲示を通じて、ワーク・ライフ・バランスの周知や普及促進を図りました。 ・「親子で一緒にいらっしゃ〜い！〜アコール託児室開放デー〜」（6回）参加者数：56人 ・アコール通信発行回数：6回 ・アコール階段ギャラリー：通年 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの周知や普及促進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
29		○	市内の中小企業で働く方の福利厚生の実現を図るため、当該事業を行う団体に対し、助成金を交付しました。 ・助成金交付件数：1件	市内企業の多くが経営上の課題に人手不足を挙げている中、中小企業における福利厚生の実現に対するニーズが高まっていることから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、中小企業で働く方の福利厚生事業を行う団体への支援を継続していく必要があります。	継続	労働者福祉増進事業（補助金）	経済政策課
30		○	市内企業に対し、従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた働き方を促すため、市ホームページ等による周知や関係機関との連携のもと普及促進を図りました。	ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、今後も継続して、市内企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。	継続	なし	経済政策課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第1章	全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
3	雇用等における男女共同参画の推進
(1)	女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
31	■ 関係機関との連携を図りながら、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など雇用に関する法令・制度の周知を図ります。	○	男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページで周知しました。 ・被表彰者数：「個人及び団体の部」1団体、「事業者の部」1事業所	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、雇用に関する法令・制度の周知を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
32		○	カダール常設ボードや情報ステーションで関係機関からのポスターや新聞切り抜き等を掲示し、雇用に関する法令・制度の周知を図りました。 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、雇用に関する法令・制度の周知を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
33		○	館内および移動パネルに関係機関からのポスターや新聞切り抜き等を掲示し、雇用に関する法令・制度の周知を図りました。 ・「アコール階段ギャラリー」：通年 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、雇用に関する法令・制度の周知を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
34		○	市内企業に対し、関係機関との連携のもと、女性など多様な人材の活躍を促すために、市ホームページ等により必要な情報提供等を行いました。	人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化に対応するためには、人口の約半分を占める女性をはじめとする多様な人材の活躍が求められていることから、今後も継続して、職場での女性の活躍を促すための情報提供等を行う必要があります。	継続	なし	経済政策課
35	■ 関係機関との連携を図りながら、固定的性別役割分担意識にとらわれずにいきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの情報提供を行うとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図ります。	○	働く女性の意欲向上や意識高揚を図るとともに、市内企業における就業環境改善に向けた取組の底上げを図り、女性が本市で働き続けることを選択できる環境づくりを促進するため、働く女性同士が主体的に活動できる場として「青森市働く女性ネットワーク」を創設しました。	男女共同参画の推進を図るため、女性のロールモデルの情報発信や、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供等を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
36		○	青森市男女共同参画推進月間記念イベントをはじめとする開催事業、出前講座、常設ボードへの関係機関からのポスターや新聞切り抜き等の掲示、インナーパークにおけるパネル展示などを通じて、女性のロールモデル情報を発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上に向けた情報提供の充実を図りました。 ・青森市男女共同参画推進月間記念イベント「ジェーン・スー講演会」参加者数：246人 ・「世界で輝いた女性たち 今を生きる私たち」（3回）参加者数：49人 ・「実験ガールズ2024」（2回）参加者数：30人 併催「弘前大学の女性研究者たち」パネル展 ・「プチ起業塾2024」（6回のうち1回公開講座）参加者数：111人（うち公開講座参加男性：2人） ・「キミの“なりたい”を応援するプロジェクト」参加者数：18人 ・「カダールマルシェ」出店者数：2人 ・「わたしの頼れる仕事のパートナー『Chat GPT』“作業時間かかりすぎ問題”をラクラク解決」参加者数：45人 ・出前講座（6回）参加者数：511人 ・男女共同参画関連展示：通年 ※斜字は、女性を対象とした講座	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、身近な女性のロールモデルを発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
37		○	アコールの開催事業や移動パネルへの関係機関からのポスター・新聞切り抜き等の掲示を通じて、女性のロールモデル情報を発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図りました。 ・「女性のためのお金の増やし方講座」参加者数：8人 ・「講師デビューステップアップ支援講座」講師デビュー者数：2人 ・男女共同参画関連展示：通年 ※斜字は、女性を対象とした講座	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、身近な女性のロールモデルを発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
38		○	市内企業に対し、関係機関との連携のもと、女性など多様な人材の活躍を促すために、市ホームページ等により必要な情報提供等を行いました。	人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化に対応するためには、人口の約半分を占める女性をはじめとする多様な人材の活躍が求められていることから、今後も継続して、職場での女性の活躍を促すための情報提供等を行う必要があります。	継続	なし	経済政策課
39	■ 企業における女性活躍の推進や、多様な働き方を選択することができる就業環境の整備の促進に向けた支援を行います。	○	女性活躍の機運醸成やキャリア形成を支える働きやすい環境づくりの促進を図るための事業所向けセミナーを開催しました。 ・「女性活躍推進セミナー」参加者数：60人	女性が本市で働き続けることを選択できるよう、引き続き、女性活躍の推進や、多様な働き方を選択することができる就業環境の整備の促進に向けた支援を行う必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第1章	全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
3	雇用等における男女共同参画の推進
(2)	商工業の振興に向けた男女の能力の活用

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
40	■ 女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信するとともに、起業・創業希望者に対して、関係機関との連携を図りながら、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談等の機会を提供するほか、資金面、施設面の支援を行います。	○	カダールの開催事業や青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」、常設ボード・情報ステーションへの関係機関からのポスター・新聞切り抜き等の掲示を通じて、女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例や起業に関する情報等を発信するとともに、過去の開催事業の修了生による情報提供や相談対応の場を提供しました。 ・「プチ起業塾2024」(6回) 参加者数：111人 ・「キミの“なりたい”を応援するプロジェクト」 参加者数：18人 ・「カダールマルシェ」 出店者数：2人 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、起業に関する知識や手法に関する基礎的学習と実践力を養う機会を提供していく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
41		○	アコールの開催事業や移動パネルへの関係機関からのポスター・新聞切り抜き等の掲示を通じて、女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例を紹介する機会を設けました。 ・「アコール階段ギャラリー」：通年 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信していく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
42		○	起業化精神に富み、技術・人材その他の産業資源を活用した、多様で活力のある本市中小企業者の育成を図るため、青森県融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金と連携し、起業・創業に伴う資金の借入に係る信用保証料負担の軽減を図りました。	新たな起業・創業が促進され、雇用機会の拡大や経済の好循環が期待されることから、引続き事業を実施していきます。	継続	中小企業者挑戦資金支援事業（県融資制度協調支援）	経済政策課
43		○	起業・創業から地域企業の経営相談・新事業展開までワンストップで対応する東青地域のビジネス支援拠点「AOMORI STARTUP CENTER」を運営し、経験豊富な知識を有するコーディネーターが常駐しながら、起業・創業者や中小事業者が継続的かつ安定的に事業を展開できるよう、綿密な経営計画の作成や、経営ノウハウなどの助言・指導を行いました。 ・相談者数：330人（うち女性146人）	新たな起業・創業が促進され、雇用機会の拡大や経済の好循環が期待されることに加え、新事業展開等による地域企業の経営力強化を図るため、引き続き事業を実施していきます。	継続	地域企業ビジネス支援拠点運営事業	しごと創造課
44		○	バサージュ広場において、起業意欲のある人たちに低い開業資金で一定期間間売を実践できる環境を提供するとともに、経営指導等も行いながら、商業者を育成しました。 ・経営指導数：9店舗（うち女性経営者4店舗）	起業・創業に対する機運が高まっていることから、今後も継続して商業者の育成を図っていく必要があります。	継続	商業ベンチャー支援事業	経済政策課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
45	■ 育児・介護等により退職した女性を含め、求職者の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供、職業能力開発等への支援を進めます。	○	カダールの開催事業、カダール通信、常設ボードや情報ステーションにおける展示等を通じて、求職者の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報や技能習得の機会を提供しました。 カダールフェスタを開催し、女性のキャリア形成支援の機会と場を提供しました。 ・「プチ起業塾2024」（6回）参加者数：111人 ・「わたしの頼れる仕事のパートナー『Chat GPT』“作業時間かかりすぎ問題”をラクラク解決」参加者数：45人 ・「プロから学ぶ広報力アップ講座 はじめてのPR動画」参加者数：22人 ・「カダールフェスタ」参加者数：4,146人 ・カダール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ※斜字は、女性を対象とした講座	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
46		○	アコールの開催事業、アコール通信、移動パネルや情報コーナーの掲示展示を通じて、求職者の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供を行うとともに、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供を行いました。 ・「親子で一緒にいらっしゃ〜い！〜アコール託児室開放デー〜」（6回）参加者数：56人 ・「女性のためのお金の増やし方講座」参加者数：8人 ・「講師デビューステップアップ支援講座」講師デビュー者数：2人 ・アコール通信発行回数：6回 ・「アコール階段ギャラリー」：通年 ・男女共同参画関連展示：通年 ※斜字は、女性を対象とした講座	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実と、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
47		○	市内企業に対し、育児・介護休業法などの各種制度の普及啓発を図るため、関係機関との連携のもと、市ホームページ等を通じ、求職者に再就職のための情報提供等を行いました。	人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化に対応するためには、多様な人材の活躍が求められていることから、今後も継続して、育児・介護等により退職した女性を含め、求職者が再就職するための情報提供等を行う必要があります。	継続	なし	経済政策課
48		○	女性活躍の機運醸成やキャリア形成を支える働きやすい環境づくりの促進を図るための事業所向けセミナーを開催しました。 ・「女性活躍推進セミナー」参加者数：60人	女性が本市で働き続けることを選択できるよう、引き続き、市内企業に対し、事業主行動計画の策定・活用を促す必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
49		○	カダールの事業者等への出前講座、カダール通信、常設ボード・情報ステーションでの展示掲示を通じて、女性活躍のための取組の必要性について情報提供を行いました。 ・出前講座（6回）参加者数511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放映：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性活躍のための取組の必要性について情報提供等を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
50		○	アコールの開催事業、アコール通信、移動パネルや情報コーナーの掲示展示を通じて、女性活躍のための取組の必要性について情報提供を行いました。 ・アコール通信発行回数：6回 ・「アコール階段ギャラリー」：通年 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性活躍のための取組の必要性について情報提供等を行っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
51		○	市内企業に対し、職場で女性が個性を生かし、能力を発揮できる配置や育成等の取組・目標を定める事業主行動計画の策定・活用について、関係機関との連携のもと、市ホームページ等により周知啓発を図りました。	人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化に対応するためには、人口の約半分を占める女性をはじめとする多様な人材の活躍が求められていることから、今後も継続して、職場での女性の活躍を推進するため、市内企業に対し、事業主行動計画の策定・活用を促す必要があります。	継続	なし	経済政策課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第1章	全ての人
4	農林水産業等における男女共同参画の推進
(1)	農林水産業、自営業等における女性の経営参画

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
52	■ 関係機関との連携を図りながら、農業等の家族経営における女性の役割と位置づけを明確にし、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定制度の周知や、農業者の老後生活の自立を促す農業者年金への加入促進などを通じて、農業等における女性の役割を適正に評価し、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動を推進します。	○	「広報あおもり」への加入推進記事の掲載、認定農業者等の農業の担い手に対するパンフレットの送付、定例総会時に農業委員や農地利用最適化推進委員へのパンフレット配布などにより普及活動を実施しました。 ・パンフレット送付者数：延べ523人 また、加入推進名簿の特に女性と若手農業者を対象に呼びかけや、戸別訪問するなど加入推進活動に取り組みました。 ・加入推進名簿登録者数：114人	農業者の老後の生活を支える制度として社会的ニーズを反映した事業であるといえます。反面、制度の周知が図られていないところがあるため、農業者誰もが将来に備えた選択肢のひとつとして農業者年金を挙げられるよう制度を浸透させ、加入者の増加に向けて、その実効的かつ具体的方策を検討・実施する必要があります。	継続	農業者年金事業	農業委員会事務局
53		○	関係機関、農協等へのリーフレットの設置などの啓発活動を行いました。 ・リーフレット設置箇所：5箇所(10枚ずつ)	女性が対等なパートナーとして経営等に参加できる有効な制度です。反面、制度の周知が図られていないところがあるため、農業等に従事する方にどのようにして制度を浸透させるか、その実効的かつ具体的方策を検討・実施する必要があります。	継続	農業委員会処理事務（任意業務）	農業委員会事務局
54		○	カダール常設ボード・情報ステーションにおける掲示を通じて、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようになるための情報発信を行いました。 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動の推進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
55		○	アコール情報コーナーにおける掲示を通じて、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための情報発信を行いました。 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動の推進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
56	■ 女性が重要な役割を果たし、地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている、農水産物の加工・販売などの経営の多角化・複合化や「6次産業化」を推進する取組を支援し、農林水産業における女性の能力発揮を促進します。	○	農林水産物の高付加価値化を図り、もって農林水産業者等の所得向上を図るため、6次産業化に向けた取組を持続的に発展させ、かつ市農林水産資源である「あおもり産品」を活用し新たな付加価値を創出しようとする生産者や事業者等に対し、補助金を交付しました。 ・補助金交付件数：4件（うち女性事業者2件） また、あおもり産品のブランド力を底上げし、農林水産業者等の経営多角化、所得向上及び雇用創出を図るため、6次産業化等を実践する、または実践しようとする農林漁業者等を対象に、6次産業化に向けた取り組みや新たな付加価値の創出に向けた取り組みにかかる知識習得及びスキルアップに係るセミナー等を開催しました。 ・キックオフセミナー：参加者8人（うち女性3人） ・専門アドバイザー支援事業：4事業者参加（うち女性1事業者） ・市ホームページへの取組事例紹介 →令和6年度は女性事業者の取組事例を紹介	農林水産業者等の経営多角化、所得向上及び雇用創出並びに本市の6次産業化をけん引する若手農林水産業者等の育成のため、引き続き支援を行っていく必要があります。	継続	あおもり産品ブランド価値向上推進事業	あおもり産品支援課
57	■ 県や関係機関との連携のもと、知識・技術に関する情報提供や各種研修会等を通じて、農山漁村の女性リーダーの育成と活躍の場の拡大を図ります。	○	東青地域県民局等と連携し、パンフレット等により、女性農業者を対象とした各種事業・研修会等の周知を行いました。 令和6年度は東青地域県民局に対しV i c・ウーマンの候補者を1名推薦し、V i c・ウーマンに認定されました。 ※「V i c・ウーマン」とはVillage Conductor of Womanの略称で、地域のよりよい「農林水産業とくらし」を指揮する女性リーダーを意味しています。	農村女性の活動を支援するため、V i c・ウーマンの推薦や県等が主催する各種研修会等の情報提供を行っていますが、農業従事者の高齢化や担い手不足を背景に、地域で農業に係わっている女性農業者が減少しているといった課題があります。今後も県や関係機関と連携し、地域農業を担う女性の掘り起こしや育成等を継続して行っていく必要があります。	継続	なし	農業政策課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
58	■ 県や関係機関との連携のもと、知識・技術に関する情報提供や各種研修会等を通じて、農山漁村の女性リーダーの育成と活躍の場の拡大を図ります。	○	将来の漁業者の育成のため、県及び近隣町村と連携し、圏域の小学生を対象とした水産教室を開催しました。 ・水産教室概要 場所：青森県営浅虫水族館 イルカプール 日程：9月10日（火）、10月9日（水） 内容：座学（浅虫水族館職員による水産教室） イルカショー鑑賞	青森圏域連携中枢都市圏を構成する4市町村では、漁業就業者の減少や高齢化が進行し、漁業の担い手確保が共通の課題となっていることから、将来の漁業の担い手を発掘することを目的に、地元の海や漁業への関心を高めるための取組として、小学生を対象とした水産教室を合同で実施しております。 これらの取組を通じて、女性の漁業従事者及び女性リーダーとなり得る人材の育成を継続していく必要があります。	継続	漁業の担い手対策事業	水産振興センター

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶
(1)	女性に対する暴力の予防啓発の推進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
59	■ カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）の活用はもとより、関係機関との連携強化を図りながら、女性に対する暴力の予防啓発を含め、性別にかかわらず一人ひとり誰もが大切な存在であるという意識と、DVについての正しい理解の促進を図ります。	○	小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、「男女平等と人権の尊重」について記載し、人権への理解を深めるための啓発を行いました。 また、中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、DVやデートDVが重大な人権侵害であることを記載し、予防啓発を行いました。 ・小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子 配布箇所数：市内の全小・中学校（私立中学校2校を含む） 小学校42校、中学校21校	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、その前提となる男女平等と人権尊重の理念の普及を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
60		○	カダールの開催事業、出前講座、カダール通信、常設ボード・情報ステーション・インナーパークでの展示掲示、青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」を通じて、女性に対する暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図りました。 また、NPO法人、市民団体、企業や県の機関など多様な関係機関と連携してパープルリボン街頭キャンペーン等を行い、女性に対する暴力根絶の啓発を図ったほか、高校・大学への出前講座ではデートDVについての講義を行い理解の促進を図りました。 ・女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン参加者数：200人 ・「カラフルリボンイベント」参加者数：623人 ・「パープル＆オレンジWリボンキャンペーン」参加者数：227人 ・出前講座（6回）参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性に対する暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
61		○	アコールの開催事業、アコール通信、移動パネルや情報コーナーでの展示掲示を通じて、女性に対する暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図りました。 また、アコール利用者と連携して制作したパープルリボンキルトやガーランドを展示し、女性に対する暴力根絶の啓発を図りました。 ・「DV理解参加型展示」参加者数：26人 ・「パープル＆オレンジWリボンキャンペーン」参加者数：71人 ・アコール通信発行回数：6回 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・「アコール階段ギャラリー」：通年 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性に対する暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
62		○	本市相談窓口に寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。 【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】 ・市役所「特別・専門相談コーナー」で月2回、人権相談を実施 ・「人権週間」や「女性の人権ホットライン」等の各強化週間に相談所の開設や啓発活動の実施 など	引き続き、広く基本的人権の救済及び人権思想の普及高揚を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
63	■ セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識のもと、各種啓発講座の開催やパンフレットの配布などを通じて、企業等に対してハラスメント防止のための周知啓発を図るとともに、市の機関におけるハラスメントの防止と良好な職場環境の構築に取り組みます。	○	カダール開催事業、出前講座、カダール通信、常設ボードや情報ステーションでの展示掲示を通じて、セクシュアル・ハラスメントや性暴力防止のための周知啓発を図りました。 ・「働きやすい職場づくりの第一歩 最新のハラスメント事情と適切な対応について」 参加者数：13人 ・出前講座（6回） 参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止のための周知啓発を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
64		○	アコール通信、移動パネルや情報コーナーでの展示掲示を通じて、セクシュアル・ハラスメントや性暴力防止のための周知啓発を図りました。 ・アコール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「アコール階段ギャラリー」：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止のための周知啓発を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
65		○	本市相談窓口に寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。	引き続き、広く基本的人権の救済及び人権思想の普及高揚を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課
66		○	マネジメントの実行者であるチームリーダーとしてハラスメントを許さない組織風土を醸成するために行動できるようになることを目指して、新任チームリーダー職員を対象に職場のハラスメントについての正しい知識を身に付けるための研修を実施しました。 ・受講者数：34人	マネジメントの実行者であるチームリーダーがハラスメントについての正しい知識を身に付けておくことは職場におけるハラスメントの予防・防止につながるものと考えています。そのため、今後も継続して実施していく必要があります。	継続	必修研修に関する事務	人事課
67		○	職場において、「セクシュアルハラスメント」、「パワーハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」などのあらゆるハラスメントが発生しないよう、「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」の運用について、職員に周知啓発を図りました。	あらゆるハラスメントを防止するため、令和3年度に策定した「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」の運用について、職員に周知啓発を図っていく必要があります。	継続	人事業務運営事務	人事課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶
(2)	若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
68	■ 将来、DVやデートDVの加害者にも被害者にもならないよう、小・中学校において子ども向け啓発小冊子等を活用し、暴力についての予防啓発の充実を図ります。	○	中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、DVやデートDVが重大な人権侵害であることを記載し、予防啓発を行いました。 ・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子配布箇所数： 市内の全中学校（私立中学校2校を含む）21校	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、その前提となる男女平等と人権尊重の理念の普及を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
69		○	本市相談窓口に寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。 【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】 ・「人権週間」や「こどもの人権相談」等の各強化週間に啓発活動の実施 ・小・中学校での人権教室	引き続き、広く基本的人権の救済及び人権思想の普及高揚を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課
70		○	教員に対しては各種研修講座等において、人権教育の推進の重要性を説明するとともに、小冊子等の授業等での活用について周知しました。 ・実施校：市内の全市立小・中学校（小学校42校、中学校19校）	社会科の授業や特別活動の時間等において、男女共同参画啓発小冊子を活用した学習が行われており、引き続き、人権教育として取り組む必要があります。	継続	なし	指導課
71		○	子どもの権利について、広報あおもりや市ホームページの活用、市内小・中・高等学校、特別支援学校の全児童生徒へのチラシ配布により、広報・啓発活動を行いました。 子どもの権利に関する出前講座を実施し、子どもの権利の普及を図りました。 ・出前講座実施回数：7回 11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせ、市教育委員会と連携し、市内市立小・中学校で子どもの権利について理解を深める学習を実施しました。	青森市子どもの権利条例に「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。」という規定があります。 自分の権利も相手の権利も大切であることを更に理解するためにも、子どもの権利について引き続き広報・普及啓発活動を行っていく必要があります。	継続	子どもの権利普及啓発事業	子育て支援課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶
(3)	青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
72	■DV被害相談者にワンストップ支援を行う「青森市配偶者暴力相談支援センター」をはじめ、カダール（男女共同参画プラザでの悩み相談、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの生活・就業相談、人権相談や法律相談などの相談窓口の周知徹底を図るとともに、男性の被害者に対する相談対応を実施します。	○	「カダール女性の悩み相談」「カダール男性の悩み相談」を行いました。 広報あおり、カダール通信、青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」、カダールホームページ、常設ボード・情報ステーション・施設内トイレでの情報提供を通じて、カダール相談室や青森市配偶者暴力相談支援センターなどの各相談窓口の周知徹底を図りました。 ・女性の悩み相談 カダール相談室相談件数：196件（うちDV相談16件） ・男性の悩み相談 カダール相談室相談件数：68件 ・カダール通信発行回数：6回 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、青森市DV相談支援センターやカダール相談室などの相談窓口の周知徹底を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
73		○	青森市DV相談支援センターの相談ダイヤルを掲載したDV被害防止啓発カードを作成し、青森市の関係各課や青森市民病院・浪岡病院の受付窓口のほか、各庁舎、各市民センター、カダール（男女共同参画プラザ）、アコール（働く女性の家）等の女子トイレの各個室に設置するとともに、アピオあおり、青森県県民活躍推進課、青森県こどもみらい課にもカードを配布し、周知を図りました。 また、青森市DV相談支援センターのチラシの裏面に市内のDV相談窓口を掲載し、情報を集約して発信しました。 ・青森市DV相談支援センターへの相談件数：555件	引き続き、相談窓口の周知徹底を図る必要があります。	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
74	■相談支援に当たっては、庁内関係部局はもとより、配偶者暴力相談支援センターとなっている青森県女性相談支援センター、青森県男女共同参画センターや警察等の関係機関、DV被害者支援に携わる民間団体などと連携し、DV被害者の安全確保を最優先に、相談者の立場に立った相談と必要な支援を行います。	○	カダール相談室で女性からのDV相談を受けた場合は、必要に応じて青森市DV相談支援センターや県の関係機関、民間団体等と連携しながら相談に応じました。 各関係機関と女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーンを行い、連携を深めました。 ・女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン参加者数：200人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、カダール相談室において、各関係機関と連携しながら相談業務を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
75		○	青森市DV相談支援センターでは、女性相談支援員及び人権男女共同参画課職員が電話または来所による相談に対応し、DV被害者の立場に立ったワンストップ支援を行い、状況に応じて青森県女性相談支援センターや警察、民間団体などの関係機関と連携を図りました。 被害者からの相談に対しては、「青森市配偶者暴力相談支援センター運営基準」及び「青森市DV被害相談者対応マニュアル」に基づき対応しており、相談を受けた際には「青森市DV相談支援シート」を作成して情報共有するなど、相談員及び職員の連携のもと適切な相談、支援に努めました。 また、より被害者の状況に応じた支援が可能となるよう、庁内関係課へ「青森市DV被害相談者対応マニュアル」を周知しました。	今後もDV被害者の立場に立った支援を続けていくため、庁内関係課と連携してワンストップ支援を行い、外部の関係機関との連携にも努めていきます。	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
76		○	本市相談窓口に寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。 【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】 ・市役所「特別・専門相談コーナー」で月2回、人権相談を実施 ・「人権週間」や「女性の人権ホットライン」等の各強化週間に相談所の開設や啓発活動の実施 など	引き続き、人権に関する相談体制の充実を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課
77		○	ひとり親家庭等のかたが抱えている様々な悩みなどに対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員（女性相談支援員兼務）を配置し、自立に向け生活全般の相談にのったり、就職に関する情報提供を行ったりしました。 ・相談件数：延べ1,801件	今後も、母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等のかたそれぞれの立場や気持ちに寄り添いながら相談対応をするよう努めます。	継続	ひとり親家庭等自立支援対策事業	子育て支援課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
78	■DV専門の相談員及びDV担当職員の育成のための各種研修、各窓口においてDV被害者に接する職員への研修等を通じて、相談対応能力の向上を図ります。	○	カダール相談員が、青森市、内閣府、国立女性教育会館、県の関係機関やNPO等が実施する研修や会議、講座等を通じて、相談業務に関する知識を深めるとともに、相談対応能力の向上を図りました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、カダールの相談員が研修等を通じて、相談業務に関する知識を深めるとともに、相談対応能力の向上を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
79		○	内閣府や県が主催する研修等に参加することにより、DV専門の相談員及びDV担当職員の知識を深め、支援の質の向上に努めました。 また、関係各課の職員を対象として、DV相談支援関係課研修およびDV相談支援連絡会議を開催するとともに、年に2回スーパーバイズを受け、相談対応能力の向上と連携強化を図りました。	DV相談については、多様化・複雑化している事案に対応するため、引き続き、研修等に参加し、知識の習得や相談対応能力の向上を図る必要があります。また、関係各課との連携強化のため、継続して研修と会議を開催していきます。	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
80		○	関係機関等が実施する研修・会議や庁内研修会等に母子・父子自立支援員（女性相談支援員兼務）が出席し、女性相談関係の相談業務に関する知識を深めるとともに、日々の業務等を通じ他の相談員との情報交換を行いました。	母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等のかたからの複雑化する相談内容に対応していくため、研修・会議等を通じてスキルアップを図る必要があります。	継続	ひとり親家庭等自立支援対策事業	子育て支援課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶
(4)	関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
81	■ 身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や、一時保護を行う青森県女性相談支援センター等との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めます。	○	DV等被害者の保護のため、必要に応じて、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を制限する支援措置を実施しました。 ・支援措置申出受付件数 青森市受付 131件 他市受付送付 123件 計254件	DV等被害者の保護のため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を制限する支援措置を継続して実施する必要があります。また、DV等被害者の保護を確実なものとするためには、支援措置に関する相談機関との連絡調整、他市区町村及び庁内関係部局との連携を図ることにより、被害者の個人情報を厳重に管理していく必要があります。	継続	戸籍住民基本台帳事務	行政情報センター市民課
82		○	カダール相談室において、DV被害者に身の危険がある場合には、警察や県女性相談支援センター、庁内関係各課等との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めました。 また、各関係機関との連携強化に努めました。 ・女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン参加者数：200人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、DV被害者に身の危険がある場合は、警察や県女性相談所、庁内関係各課等との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努める必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
83		○	青森市DV相談支援センターでの相談において、被害者の身に危険があると判断した場合には、警察への通報または110番通報者登録制度の利用を促し、被害者が警察に相談に行く場合には、本人の了解を得て事前に情報提供しました。また、避難先として青森県女性相談支援センターの一時保護について情報提供し、一時保護が利用できない場合は、関係部局と避難方法について検討し案内することで、DV被害者の安全確保に努めました。	DV被害者の安全確保のため、引き続き、警察や青森県女性相談支援センター、庁内関係部局と連携を図る必要があります。	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
84		○	母子・父子自立支援員（女性相談支援員兼務）が、各関係機関と連携し、DV被害者を支援しました。	各関係機関と連携することにより、DV被害者の安全を確保し、切れ目のない支援を行っていく必要があります。	継続	ひとり親家庭等自立支援対策事業	子育て支援課
85		○	身の危険があるDV被害者について、関係機関と連携し、安心して4か月児健康診査を受けられるよう体制を整備しました。 ・DV被害者の4か月児健康診査受診件数：0件	身の危険があるDV被害者支援については、安全の確保のため、関係機関と連携し、4か月児健康診査の利用ができるよう、今後も支援体制を継続していく必要があります。	継続	4か月児健康診査事業	あおもり親子はぐくみプラザ
86		○	身の危険があるDV被害者について、関係機関と連携し、安心して7か月児健康診査を受けられるよう体制を整備しました。 ・DV被害者の7か月児健康診査受診件数：0件	身の危険があるDV被害者支援については、安全の確保のため、関係機関と連携し、7か月児健康診査の利用ができるよう、今後も支援体制を継続していく必要があります。	継続	7か月児健康診査事業	あおもり親子はぐくみプラザ
87		○	身の危険があるDV被害者について、関係機関と連携し、安心して1歳6か月児健康診査を受けられるよう体制を整備しました。 ・DV被害者の1歳6か月児健康診査受診件数：0件	身の危険があるDV被害者支援については、安全の確保のため、関係機関と連携し、1歳6か月児健康診査の利用ができるよう、今後も支援体制を継続していく必要があります。	継続	1歳6か月児健康診査事業	あおもり親子はぐくみプラザ
88		○	身の危険があるDV被害者について、関係機関と連携し、安心して3歳児健康診査を受けられるよう体制を整備しました。 ・DV被害者の乳幼児健康診査受診件数：0件	身の危険があるDV被害者支援については、安全の確保のため、関係機関と連携し、3歳児健康診査の利用ができるよう、今後も支援体制を継続していく必要があります。	継続	3歳児健康診査事業	あおもり親子はぐくみプラザ

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
89	■ 身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や、一時保護を行う青森県女性相談支援センター等との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めます。	○	住民票の異動が難しく、住民登録地以外の学校への就学を希望する当該保護者からの相談に応じ、区域外就学等の手続をとりました。 手続件数:54件	区域外就学等の手続をとることにより、住民登録地以外の学校への就学を認めており、今後も継続していく必要があります。	継続	学籍関係事務	学務課
90		○	就学援助を希望する当該保護者等からの相談に応じ、就学援助制度について説明を行いました。 認定件数：11件	当該保護者等からの就学援助に関する相談に随時対応しており、今後も継続していく必要があります。	継続	就学援助事業	学務課
91		○	国民年金に関する必要な支援について聴取し、年金事務所に情報提供を行いました。 提供件数：15件	国民年金に関する必要な支援について、引き続き日本年金機構への情報提供を行い連携していく必要があります。	継続	基礎年金給付関係事務	国保医療年金課
92		○	勉強や友人関係、デートDVのほか、子どもの学校や家庭での心配事などの相談を「フレンドリーダイヤル」や1人1台端末を活用した教育相談等で受け付けました。また、教育委員会事務局職員と弁護士、医師及び精神保健福祉士などの専門家との連携の下、児童生徒、保護者及び教職員の心身の健康の維持・回復に関する支援を行う「子どもの危機に向き合う緊急支援チーム」を組織し対応しました。	引き続き1人1台端末を活用した教育相談やフレンドリーダイヤル等の教育相談体制を充実させるとともに、関係機関と連携しながら適切に対応していくことが必要です。	継続	なし	指導課
93		○	各校において、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の未然防止や早期発見及び支援・対応等のため、児童生徒、保護者、教職員に対して、カウンセリングや助言・援助を行いました。	各校において、スクールカウンセラーとの連携を深めながら学校の教育相談体制を充実させ、身の危険があるDVやデートDVの被害者の支援に際して、関係機関との連携に努めます。	継続	なし	指導課
94	■ 生活保護の適用、住居確保給付金の支給、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭への医療費助成など、利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害者の自立に向けた支援を行います。	○	生活保護の申請があったDV被害者に対し、関係機関等との連絡調整、他市町村や庁内関係部局との連携を密に行い、必要な保護の実施を行いました。	引き続き、身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や関係機関との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努める必要があります。	継続	生活保護対策事業	生活福祉一課・二課
95		○	住居確保給付金の申請があったDV被害者に対し、住居確保給付金を支給しました。	DV被害者の自立を促進するため住居確保給付金の支給を適切に行い、切れ目のない支援を行っていく必要があります。	継続	生活困窮者自立支援事業	生活福祉一課
96		○	母子家庭・父子家庭世帯等に児童扶養手当を支給しました。	各関係機関と連携することにより、児童扶養手当の支給を適切に行い、切れ目のない支援を行っていく必要があります。	拡充	児童扶養手当支給事業	子育て支援課
97		○	母子家庭に対し、福祉資金を貸し付けしました。	DV被害者の自立に向けた福祉資金の貸付にあたっては、生活に必要な適正な支援を行う必要があります。	継続	母子福祉資金貸付事業	子育て支援課
98		○	父子家庭に対し、福祉資金を貸し付けしました。	DV被害者の自立に向けた福祉資金の貸付にあたっては、生活に必要な適正な支援を行う必要があります。	継続	父子福祉資金貸付事業	子育て支援課
99		○	寡婦等に対し、福祉資金を貸し付けしました。	DV被害者の自立に向けた福祉資金の貸付にあたっては、生活に必要な適正な支援を行う必要があります。	継続	寡婦福祉資金貸付事業	子育て支援課
100		○	ひとり親家庭に対して、医療費の助成を行いました。 ・助成件数 92,098件	医療費助成制度の活用により、安心して医療機関を受診できるよう経済的な支援を継続していく必要があります。	継続	ひとり親家庭等医療費助成事業	国保医療年金課
101	■ DV被害者の自立に向け、母子生活支援施設すみれ寮を活用するほか、市営住宅への入居要件の緩和など住宅確保支援を行います。	○	母子生活支援施設「すみれ寮」を適切に管理し、運営しました。青森県女性相談支援センターと連携し、一時保護の体制を整えました。	DV被害者が入所した場合、安全・安心な居住環境の中で入所者一人ひとりの課題に対応した支援の充実を図る必要があります。	継続	すみれ寮管理運営事業	子育て支援課
102		○	市営住宅への入居者の選考及び決定については、ポイント方式の団地ではポイントを加算、公開抽せん方式の団地では一般世帯より当せん率を2倍にする優遇措置を実施しました。 ・対象となる入居申請：0件	公営住宅は保護施設とは異なり、DV被害者に対する安全確保が図りづらいことから、入居申請時に十分な説明を行う必要があります。	継続	市営住宅管理運営事業	住宅まちづくり課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
2	生活上の困難に対する支援と人権の尊重
(1)	人権尊重理念の理解促進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
103	■ 男女の人権の尊重は男女共同参画社会の前提となる基本理念であることから、関係機関との連携のもと、人権に関する正しい知識の普及を図るとともに、人権への理解を深めるための様々な啓発活動を推進するほか、男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの法令、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約などの国際条約等の趣旨を周知し、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進します。	○	本市相談窓口に寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。 【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】 ・市役所「特別・専門相談コーナー」で月2回、人権相談を実施 ・「人権週間」や「こどもの人権相談」、「女性の人権ホットライン」等の各強化週間に相談所の開設や啓発活動の実施 ・小・中学校での人権教室 ・街頭、イベントでの啓発活動の実施など	引き続き、広く基本的人権の救済及び人権思想の普及高揚を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課
104		○	小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、「男女平等と人権の尊重」について記載し、人権への理解を深めるための啓発を行いました。 ・小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子 配布箇所数：市内の全小・中学校（私立中学校2校を含む） 小学校42校、中学校21校	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、人権尊重の理念と男女共同参画への理解促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
105		○	カダールの開催事業、出前講座、カダール通信、常設ボードや情報ステーションでの展示掲示を通じて、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進しました。 ・女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン参加者数：200人 ・「パープル・オレンジWリボンキャンペーン」参加者数：227人 ・「カラフルリボンイベント」参加者数：623人 ・「パラリンピック正式種目『ボッチャ』&北欧の気軽なスポーツ『モルック』を体験しよう」参加者数：33人 ・「働きやすい職場づくりの第一歩 最新のハラスメント事情と適切な対応について」参加者数：13人 ・「映画『グリーン・ブック』鑑賞会参加者数：105人 「鑑賞後の『ワールドカフェ』」参加：9人 ・「精神疾患の理解」（2回）参加者数：114人 ・YouTubeセミナー「性的マイノリティの現在（いま）」第1回 視聴回数：142回 ・出前講座（6回）参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、人権尊重の理念と男女共同参画への理解促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
106		○	アコールの開催事業、アコール通信、移動パネルや情報コーナーでの展示掲示を通じて、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進しました。 ・「無料映画鑑賞会」（2回）参加者数：161人 ・「DV理解参加型パネル展示」参加者数：26人 ・「パープル・オレンジWリボンキャンペーン」参加者数：71人 ・アコール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「アコール階段ギャラリー」：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、人権尊重の理念と男女共同参画への理解促進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
2	生活上の困難に対する支援と人権の尊重
(2)	人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
107	■ 男女共同参画社会の前提となる個人の人権を守るため、人権擁護委員による人権相談、行政相談委員による行政相談などを通じて人権の擁護に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人権に関する相談体制の充実を図ります。	○	市役所駅前庁舎において、毎月第1・3月曜日に人権擁護委員による人権相談、毎週木曜日に行政相談委員による行政相談窓口を開設し、様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に努めるとともに、広報あおもりや市ホームページなどを通じて、相談日に関する情報を広報しました。 ・人権相談件数：10件 ・行政相談件数：4件	様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に引き続き努めていく必要があります。	継続	市民相談事業	生活安心課
108		○	浪岡庁舎において、毎月第1・3木曜日に人権擁護委員及び行政相談委員による人権・行政相談窓口を開設し、様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に努めるとともに、広報あおもりや市ホームページなどを通じて、相談日に関する情報を広報しました。 ・人権・行政相談件数：9件	様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に引き続き努めていく必要があります。	継続	なし	健康福祉課
109		○	本市相談窓口に寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」（本市の人権擁護委員で構成）に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。 【青森地区人権擁護推進部会の活動内容】 ・市役所「特別・専門相談コーナー」で月2回、人権相談を実施 ・「人権週間」や「こどもの人権相談」、「女性の人権ホットライン」等の各強化週間に相談所の開設 など	引き続き、人権に関する相談体制の充実を図っていく必要があります。	継続	特別相談事業（補助金）	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
2	生活上の困難に対する支援と人権の尊重
(3)	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
110	■ 次代を担う子どもたちの人権を守り、健やかな成長を支えるため、乳幼児健康診査での保健指導や健康相談、社会福祉士、公認心理師、保健師などの専門職による児童虐待に関する相談対応を行うとともに、児童相談所などの関係機関で構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」の連携体制のもと、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、子どもや保護者への適切な支援を行います。	○	4か月児の健やかな成長を支え、心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、小児科医師、整形外科医師、保健師、栄養士などによる健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童に対し、個別指導などを実施しました。 ・生後4か月の乳児：1,164人	子どもの健やかな成長を支え、児の発育・発達等の異常について、早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	4か月児健康診査事業	あおもり親子はぐくみブラザ
111		○	7か月児の健やかな成長を支え、心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、指定医療機関において健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童に対し、個別指導などを実施しました。 ・生後7か月の乳児：1,210人	子どもの健やかな成長を支え、児の発育・発達等の異常について、早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	7か月児健康診査事業	あおもり親子はぐくみブラザ
112		○	1歳6か月児の健やかな成長を支え、心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童に対し、個別指導などを実施しました。 ・生後1歳6か月から2歳未満の幼児：1,330人	子どもの健やかな成長を支え、児の発育・発達等の異常について、早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	1歳6か月児健康診査事業	あおもり親子はぐくみブラザ
113		○	3歳児の健やかな成長を支え、心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、小児科医師、耳鼻科医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童に対し、個別指導などを実施しました。 ・生後3歳6か月から4歳未満の幼児：1,409人	子どもの健やかな成長を支え、児の発育・発達等の異常について、早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	3歳児健康診査事業	あおもり親子はぐくみブラザ
114		○	青森市要保護児童対策地域協議会を設置しており、関係者間で情報を共有し、虐待の早期発見、早期対応、必要な支援を実施しました。 ・代表者会議：1回 ・実務者会議：6回 ・庁内ネットワーク会議：6回 ・個別ケース検討会議：随時	引き続き、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び必要な支援を行う必要があります。	継続	子ども・家庭総合相談支援事業	あおもり親子はぐくみブラザ

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
2	生活上の困難に対する支援と人権の尊重
(4)	高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
115	■ 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への暴力による被害などの防止のため、民生委員、地域包括支援センター、福祉施設等の関係機関との連携による支援や、意識啓発の機会の充実を図ります。	○	地域包括支援センター、相談支援事業所へ青森市配偶者暴力相談支援センターのチラシを配布することで、情報提供、意識啓発の機会の充実に努めました。	高齢者や障がい者における配偶者からの暴力被害防止のため、引き続き、DVに関する情報提供、意識啓発の機会の充実に努めていく必要があります。	継続	DV相談支援センター運営事業	人権男女共同参画課
116		○	高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の被虐待者及び養護者に対する適切な対応、支援に努めました。 ・対応件数 131件	高齢者の虐待防止に関する関係機関の意識啓発を図り、市民に虐待防止に関する周知を図っています。 今後も引き続き、地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要があります。	継続	高齢者虐待防止対策事業	高齢者支援課
117		○	地域包括支援センターにおいて、地域に住む高齢者の様々な相談に総合的に応じ、地域におけるネットワークの構築に努め地域の高齢者や家族の状況等について実態把握しながら、継続的にフォローしました。 ・総合相談件数（高齢者虐待も含む） 21,314件	高齢者の虐待防止に関する関係機関の意識啓発を図り、市民に虐待防止に関する周知を図っています。 今後も引き続き、地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要があります。	継続	総合相談事業	高齢者支援課
118		○	地域包括支援センターにおいて、高齢化や高齢者ニーズが多様化する中、高齢者の人権や財産を守り、安心して生活が送れるよう支援しました。 ・権利擁護に関する相談件数(高齢者虐待も含む) 247件	高齢者の虐待防止に関する関係機関の意識啓発を図り、市民に虐待防止に関する周知を図っています。 今後も引き続き、地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要があります。	継続	権利擁護事業	高齢者支援課
119		○	地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し支援しました。 ・地域の介護支援専門員への支援件数 1,241件	高齢者の虐待防止に関する関係機関の意識啓発を図り、市民に虐待防止に関する周知を図っています。 今後も引き続き、地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行っていく必要があります。	継続	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者支援課
120		○	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待防止センターを障がい者支援課に設け、通報、届出、相談等の業務を行いました。 また、一時保護のための居室確保、普及啓発活動を行いました。 ・通報件数：51件	引き続き、対象者の一時保護のための居室を確保していくとともに、虐待の早期発見に努める必要があります。	継続	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者支援課
121		○	母子・父子自立支援員（女性相談支援員兼務）が、各関係機関と連携し、DV被害者を支援しました。	各関係機関と連携することにより、DV被害者の安全を確保し、切れ目のない支援を行っていく必要があります。	継続	ひとり親家庭等自立支援対策事業	子育て支援課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
2	生活上の困難に対する支援と人権の尊重
(5)	困難な問題を抱える女性への支援

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
122	■ 女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について周知に努めます。	○	市ホームページ内に、相談窓口を集約したページを作成するとともに、同ページにアクセスしやすいよう相談窓口案内のQRコードを掲載したカードを作成し、女性が人目を気にせず手に取れる市庁舎の女性トイレ等に設置しました。	引き続き、困難な問題を抱える女性が適切な相談窓口につながるよう周知に努める必要があります。	継続	困難な問題を抱える女性支援事業	人権男女共同参画課
123	■ 困難な問題を抱える女性等に関する理解を促進するとともに、支援施策の周知を図るため、教育、啓発、広報等に努めます。	○	困難な問題を抱える女性等に関する理解を促進するため、女性支援をテーマとした人権セミナーを開催しました。	引き続き、困難な問題を抱える女性等に関する理解を促進するため、教育、啓発、広報等に努める必要があります。	新規	困難な問題を抱える女性支援事業	人権男女共同参画課
124	■ 困難な問題を抱える女性等が早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、女性相談支援センター、女性相談支援員、民間団体等の情報提供に努めます。	○	市ホームページ内に、相談窓口を集約したページを作成し、併せて、県や国（厚生労働省）が作成した女性支援に関するホームページへのリンクを設定して情報提供に努めました。	引き続き、困難な問題を抱える女性等が早期に相談窓口につながり、必要な支援が受けられるよう、情報提供に努める必要があります。	新規	困難な問題を抱える女性支援事業	人権男女共同参画課
125	■ 性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。	○	市ホームページや広報あおもりに性暴力被害の相談窓口を掲載するとともに、国が作成したポスターやカード等を活用して周知しました。	性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、継続的な周知活動が必要であることから、引き続き相談窓口の周知に努める必要があります。	新規	困難な問題を抱える女性支援事業	人権男女共同参画課
126	■ 困難な問題を抱える女性等に対する相談体制を整備し、適切な相談対応を行うとともに、支援に必要な児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関である庁内関係部局や関係機関との連携のもと、必要な支援の包括的な提供に努めます。	○	情報共有やネットワーク構築のため、庁内関係部局の職員や関係機関等を対象に、女性支援をテーマとした人権セミナーを開催し、女性支援に関わる関係機関等の活動紹介と意見交換を行いました。	困難な問題を抱える女性に適切な相談対応を行うために、庁内関係部局や関係機関と連携して対応する必要があります。	新規	困難な問題を抱える女性支援事業	人権男女共同参画課
127		○	カダール相談室では、困難な問題を抱える女性に適切な対応ができるよう情報収集や相談員のスキルアップに努めました。カダール出前講座や、常設ボード・情報ステーション、施設内トイレでの展示掲示を通して、困難な問題を抱える女性支援についての情報発信を行いました。青森県、NPO法人、市民団体、企業などと連携を図り情報交換を行うことで、支援体制の充実を図りました。 ・関係機関との共催による女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン参加者数：200人 ・出前講座（6回）参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・女性の悩み相談 カダール相談室相談件数：196件	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、困難な問題を抱える女性に対する支援体制の充実を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
128	■ 困難な問題を抱える女性等に対して適切な支援を実施するため、庁内関係部局の職員への研修等を通じて、情報共有や相談対応能力の向上を図ります。	○	庁内関係部局の職員を対象に、女性支援をテーマとして開催した人権セミナーにおいて、基調講演や行政説明のほか、女性支援に関わる関係機関等の活動紹介と意見交換を行いました。	毎年開催しているDV被害者対応に関する職員研修会等を活用し、庁内関係部局の職員との情報共有や相談対応能力の向上を図る必要があります。	新規	困難な問題を抱える女性支援事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
2	生活上の困難に対する支援と人権の尊重
(6)	多様な性のあり方に対する理解の促進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
129	■ 様々な悩みや問題等を抱える性的マイノリティのかたやその関係者等からの相談に対応します。	○	毎週火曜日に性的マイノリティに関する電話相談窓口を開設しました。 (対象は本人のほか家族、友人、学校・職場関係者等も含む) 相談窓口は、広報あおもり、カダール通信、カダールホームページ、青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」等で周知を図りました。 ・にじいろ電話相談：283件 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	人権の尊重と多様性について市民の理解促進のため、引き続き、電話相談と書籍等の貸出を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
130	■ 多様な性のあり方について市民の理解を促進するための啓発活動を推進します。	○	カダール開催事業、出前講座、カダール通信、常設ボード・情報ステーション等における展示掲示を通じて、多様な性のあり方についての理解促進を図りました。 性的マイノリティに関する図書の貸し出しを行いました。 ・「映画『グリーン・ブック』鑑賞会」参加者数：105人 ・「鑑賞後の『ワールドカフェ』」参加者数：9人 ・YouTubeセミナー「性的マイノリティの現在（いま）」第1回 視聴回数：142回 ・出前講座（6回） 参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・図書貸し出し件数：0件	人権の尊重と多様性について市民の理解促進のため、引き続き、電話相談と書籍等の貸出を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
131		○	市民の理解促進を図るため、男女共同参画情報紙「アンジュール」への啓発記事の掲載、人権週間におけるパネル展示、カダールでの映画上映及び意見交換、申請書等の性別欄の見直しなどを実施しました。	性的マイノリティの人権の尊重と多様性等について、引き続き、市民の理解促進を図る必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
132	■ 職員研修や情報紙などを通じて、多様な性のあり方についての市職員等の理解を深めます。	○	市職員の男女共同参画に関する理解促進を図るため、庁内各課に男女共同参画情報紙「アンジュール」を配布しました。 ・男女共同参画情報紙「アンジュール」発行回数：2回	性的マイノリティの人権の尊重と多様性等について、引き続き、市職員の理解促進を図る必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
133		○	学校訪問等を通して、児童生徒からの性的マイノリティに関する相談・支援体制の充実に向け、教職員が正しい知識を身に付け、悩みや不安を抱える子どもに対してよき理解者として対応できるよう、関係機関やスクールカウンセラー等と連携しながら取り組みました。	研修講座や学校訪問等を通して、管理職をはじめ教職員が性的マイノリティに関する理解を深めるとともに、相談・支援体制の充実を図ります。	継続	教職員研修事業	指導課
134		○	新採用職員研修（中期）の中で、男女共同参画に関する理解を深めるためのカリキュラムを実施しました。 ・受講者数：54人	男女共同参画都市である本市の職員にとって、男女共同参画意識は職務上必要な基礎的知識であるものと考えています。そのため、今後も継続して新採用職員を対象に当該カリキュラムを実施していく必要があります。	継続	必修研修に関する事務	人事課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
3	地域における男女共同参画の推進
(1)	多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
135	■ カダール（男女共同参画プラザ）及びアコール（働く女性の家）の拠点機能や、東青地域男女共同参画ネットワークなど既存のネットワークを活用し、行政のみならず、民間団体等を含めた男女共同参画を推進する幅広い分野の多様な主体と連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。	○	東津軽郡各町村及び会員団体と連携し、東青地域男女共同参画ネットワーク総会及び東青地域男女共同参画ネットワーク市町村会議との合同会議、地域男女共同参画ネットワーク情報交換会に参加し、男女共同参画の取組状況等について情報共有を図りました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、幅広い分野の多様な主体との連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
136		○	カダール登録団体を中心とした様々な主体が男女共同参画の視点で講座や学習会、展示等を行うカダールフェスタを開催しました。 関係機関と協力して、女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーンを実施しました。 企業や民間団体と連携し、カラフルリボンイベントを開催しました。 地域で男女共同参画推進に取り組むゲストを招き青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」で紹介しました。 開催講座参加者のネットワーキングを図りました。 ・「カダールフェスタ」参加者数：4,146人 ・女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン参加者数：200人 ・「カラフルリボンイベント」参加者数：623人 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年 ・「プチ起業塾2024」（6回）参加者数：111人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、幅広い分野の多様な主体との連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
137		○	女性に対する暴力をなくす運動に際し、アコールで活動するサークルが作成したガーランドを館内に装飾、主体的な関わりによる意識啓発を図りました。 アコールフェスタでは、アコール利用者会をはじめ、地域の様々な主体との連携を図りました。 階段や玄関ホールを使った作品展示を行い、地域の様々な主体の活動紹介を行いました。 ・「パープル＆オレンジWリボンキャンペーン」参加者数：71人 ・「アコールフェスタ」参加者数：790人 ・「アコール階段ギャラリー」：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、幅広い分野の多様な主体との連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
138	■ 市民協働交流サロンなどを活用し、男女共同参画に係る問題意識を共有するなど、協働による啓発を推進します。	○	市民との協働によるまちづくりを実現するため、市民活動団体と市の関係部局をつなぎ、協働を進める「場」として駅前庁舎4階に「市民協働交流サロン」を設置し、男女共同参画関係団体を含む市民活動団体の打合せ等に活用しました。 ・市民協働交流サロン利用件数：253件、利用者数：989人	市民活動団体と市の関係部局をつなぎ、協働を進める「場」として、引き続き、市民協働交流サロンを活用していく必要があります。	継続	市民協働推進事業	市民協働推進課
139		○	市民協働交流サロンに男女共同参画に関するポスターの掲示やチラシを設置し、意識啓発など協働により推進しました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、市民協働交流サロンなどを活用しながら、意識啓発など協働により推進していく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
140		○	市民協働交流サロンにカダールで開催する講座等のチラシを設置し、協働による意識啓発を図りました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、市民協働交流サロンなどを活用しながら、意識啓発など協働により推進していく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
141		○	市民協働交流サロンにアコールで開催する講座等のチラシを設置し、協働による意識啓発を図りました。	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、市民協働交流サロンなどを活用しながら、意識啓発など協働により推進していく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
3	地域における男女共同参画の推進
(2)	男女共同参画を推進する人材の育成

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
142	■ 身近で分かりやすいロールモデルの情報提供を行うとともに、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、男女共同参画を推進する団体・個人の育成やネットワーク化などを推進します。	○	男女共同参画情報紙「アンジュール」を活用し、身近で分かりやすいロールモデルの情報を発信しました。また、男女共同参画を推進する団体や個人の育成とネットワーク化を目的に、「アンジュール」の編集委員を男女共同参画プラザ「カダール」及び働く女性の家「アコール」の指定管理者から推薦していただき、問題意識を共有するとともに、男女共同参画の実現に向けた意識啓発活動を推進しました。 ・男女共同参画情報紙「アンジュール」発行回数：2回 ・「アンジュール」編集委員：2名	引き続き、ロールモデルの情報発信のほか、男女共同参画を推進する団体や個人の育成とネットワーク化などにより、男女共同参画の推進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
143		○	カダール開催事業、常設ボード・情報ステーション・インナーパークでの展示掲示をとおして、ロールモデルについて情報発信しました。 また、開催事業では、人材育成とともに、受講生のネットワーキングを図りました。さらに、講座修了生の活躍の場を提供し、循環型人材育成を行いました。 ・「ブチ起業塾2024」（6回）参加者数：111人 ・「実験ガールズ2024」併催 「弘前大学の女性研究者たち」パネル展：7月 ・「カダールマルシェ」（2日間）参加者数：38人 ・「カラフルリボンイベント」参加者数：623人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、人材の育成と活用を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
144		○	開催事業修了生を講師に招き、人材の育成とその活躍を図りました。 階段や玄関ホールを使った作品展示を行い、地域の様々な主体の活動紹介を行いました。 ・「講師デビューステップアップ支援講座」（2回）参加者数：31人 ・「アコール階段ギャラリー」：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、人材の育成と活用を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
3	地域における男女共同参画の推進
(3)	男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
145	■ 県等の関係機関や、ボランティア、NPO、町（内）会など多様な主体と連携を図りながら、地域全体で男女共同参画を推進する意識づくりを行うほか、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしている先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供を行うなど、男女共同参画の視点に立った地域活動を促します。	○	青森県男女共同参画センター、青森県総合社会教育センター等青森県の関係機関や地域のNP0、企業、グループ・団体と連携することで、地域の男女共同参画推進の気運醸成を進めました。 カダールフェスタを開催し、参加説明会では男女共同参画の視点についてミニ講座を実施して各グループ・団体のミッション達成や課題解決に男女共同参画の視点が必要であることを関係者で共有しました。カダールフェスタ終了後にふりかえり会を実施して地域の課題解決に向けたPDCAサイクルの構築を図りました。 また、開催イベントやキャンペーンで、青森県の関係機関、企業やグループ・団体と連携し、男女共同参画推進を通じて地域の課題解決に取り組む重要性を共有しました。 そのほか、依頼に応じて出前講座を行うことで、男女共同参画に関する疑問や相談に対応し学習や研究の支援を行うとともに、身近なテーマについて男女共同参画の視点でアプローチする座談会を開催し、地域の課題解決に向けた場所と機会の提供、人材育成を行いました。 青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」で地域の課題解決に取り組む事例を紹介しました。 ・女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン参加者数：200人 ・青森県総合社会教育センター「県民カレッジ」への登録：通年 ・「カダールフェスタ」参加者数：4,146人 ・「カダールフェスタ参加説明会ミニ講座」参加者数：40人 ・「カダールフェスタふりかえり会」参加者数：21人 ・「カラフルリボンイベント」参加者数：623人 ・「ピンクリボンキャンペーン2024」参加者数：85人 ・「パープル＆オレンジWリボンキャンペーン」参加者数：227人 ・出前講座（6回）参加者数：511人 ・「なんでも座談会」（6回）参加者数：46人 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、幅広い分野の多様な主体との連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
146		○	青森県総合社会教育センター等青森県の関係機関、地域のNP0、企業、グループ・団体と連携することで、地域の男女共同参画推進の気運醸成を進めました。 また、アコール利用者と連携してパープル＆オレンジキャンペーン等を行い、女性に対する暴力根絶の啓発を図ったほか、ピンクリボンキャンペーンを行い、乳がん検診の啓発を行いました。 アコール利用者会やNPO、地元町会などと連携し、アコール利用のサークルが活動の成果の発表や展示等を行うアコールフェスタを開催しました。 利用者会支援のための事務局を担い、サークルの活動を支援するため、希望した3サークルの体験講座を開催しました。 ・青森県総合社会教育センター「県民カレッジ」への登録：通年 ・「ピンクリボンキャンペーン」：10月 ・「パープル＆オレンジWリボンキャンペーン」（各サークルによる作品づくりと展示）参加者数：55人 ・「アコールフェスタ」参加者数：795人 ・利用者会事業支援業務：通年 ・「サークル体験講座」（2講座）参加者数：57人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、幅広い分野の多様な主体との連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
147		○	市民との協働によるまちづくりを実現していくため、市ホームページによる市民活動の情報発信等により、男女共同参画等の視点に立った意識啓発や地域活動のサポート、協働の場づくりを行いました。	男女共同参画の視点に立った地域活動や情報交換を促すために、ボランティア活動等に参加するきっかけづくりや団体の輪を広げる必要があります。	継続	市民協働推進事業	市民協働推進課
148	■ 県等の関係機関や、ボランティア、NPO、町（内）会など多様な主体と連携を図りながら、地域全体で男女共同参画を推進する意識づくりを行うほか、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしている先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供を行うなど、男女共同参画の視点に立った地域活動を促します。	○	青森市地域コミュニティ・ガイドラインにおいて、まちづくり協議会を設立する際の参加団体として女性団体等が構成員として参画するよう例示しており、まちづくり協議会の設立や運営を支援するため、補助制度による財政的支援と「地域担当職員」を会議等に派遣する人的支援を行いました。 ○令和6年度まちづくり構想推進事業補助金交付実績 ・荒川地域を考える会他、計14団体／交付決定額合計6,132千円	令和6年3月現在、まちづくり協議会設立数は14団体となっていますが、今後さらに設立を促進するとともに、協議会の構成員として女性団体等の参画を促す取組を進める必要があります。	継続	まちづくり構想推進事業	市民協働推進課
149		○	市民の積極的なまちづくりへの参画を促進し、活動の担い手増加を図るため、市民活動団体が自ら企画立案し、地域振興や地域の人材づくりのために実施する活動を支援しました。 ○令和6年度市民活動活性化事業補助金交付実績 ・青森じゃわめぎ隊：「あおもりじゃわめぐ音の会」他、計9事業／交付決定額合計2,199千円	市民活動団体の活動に対し、財政的支援を行うことで、男女共同参画の推進を図っていく必要があります。	継続	市民活動活性化支援事業	市民協働推進課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
3	地域における男女共同参画の推進
(4)	防災分野における男女共同参画の促進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
150	■ 防災分野における男女共同参画を進めるため、地域ごとの防災講習会や防災訓練などを通じて、防災組織づくりや地域防災活動への女性の参加拡大を促進します。	○	自主防災組織の結成を促進した結果、8つの自主防災組織が女性を長として活動しています。 ・女性を長としている自主防災組織：143組織中8組織（①花園第一町会、②新赤坂町会、③褰懸町会、④稲元町会、⑤曙町町会、⑥常盤町町会、⑦油川横町町会、⑧上浦町町会）	今後も防災・減災分野への女性の参画の必要性をPRし、自主防災組織設立に向けた支援を継続していきます。	継続	自主防災活動促進事業	危機管理課
151		○	各地域の町会等、自主防災組織、事業所に女性消防団員が出向き、火災予防普及啓発・防災教育・応急手当指導などに取り組みました。	火災予防普及啓発・防災教育・応急手当指導などについては、地域住民に年々認知され、派遣件数も増加していることから、取組を継続していきます。	継続	なし	警防課
152	■ 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動の推進のため、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を促進します。	○	防災士育成のため、自主防災組織結成町会に対して資格取得費用の一部を助成し、人材育成に努めました。 ・助成件数：12件、12人（うち女性1件、1人）	今後も、自主防災組織結成町会に対して継続して働きかけを行い、防災士育成のための費用を助成し、適任者の育成を支援します。	継続	自主防災活動促進事業	危機管理課
153		○	講習会等への参加により、女性消防団員のスキルアップを図るとともに、入団促進活動を積極的に行いました。 ・講習会参加件数、参加者数：16件、223人	今後においても、女性消防団員の様々な活動に伴うスキルアップをしていけるように、講習会、地域の防災活動に参加するよう努めていきます。	継続	なし	警防課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
3	地域における男女共同参画の推進
(5)	地域における子ども・子育て支援の充実

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
154	■ 子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、あおもり親子はぐくみプラザや市内6か所の地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぼ」において、親子交流の場の提供や、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座の実施などにより、地域の子育て支援を行います。	○	あおもり親子はぐくみプラザ及び地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、親子が安心して交流することのできる場の提供や子育て相談、子育て講座等を実施しました。 ＜利用者数＞ ・あおもり親子はぐくみプラザプレイルーム 14,543人 ・地域子育て支援センター（6か所） 8,696人	子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、引き続き地域における子育て支援を実施する必要があります。	継続	地域子育て支援センター事業	あおもり親子はぐくみプラザ
155		○	つどいの広場「さんぽぼ」において、子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、親子が安心して交流することのできる場の提供や子育て相談、子育て講座等を実施しました。 ＜利用者数＞ ・つどいの広場「さんぽぼ」17,045人	子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、引き続き地域における子育て支援を実施する必要があります。	継続	つどいの広場運営事業 つどいの広場活動事業	あおもり親子はぐくみプラザ
156	■ 子どもが安全で健やかに成長できる活動場所を確保するため、関係機関と連携を図りながら、設置を希望するすべての小学校区に「放課後児童会」を開設するとともに、児童館などを活用し、地域において子どもや子育てを支援していきます。	○	保護者が就労等により、日中、家庭にいない小学校に就学している児童に対象に、家庭の代わりとなる放課後の安全・安心な居場所を提供し、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として運営しました。 ・放課後児童会開設箇所数：50箇所	利用希望者が増加し、狭あいになった場合、増設を行う必要があります。	継続	放課後児童対策事業	子育て支援課
157		○	18歳未満のすべてのこどもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的とする児童館等を適切に管理・運営しました。 ・児童館等設置箇所数：21箇所	子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供するため、引き続き実施する必要があります。	継続	児童館管理運営事業	子育て支援課
158		○	児童館・児童室・児童センター等において、こどもたちの居場所としての機能に加え、地域の方々とともに、書道や太鼓などクラブ活動の実施。また、児童館同士の合同行事として、「合同キャンプ」や「合同イベント」の開催、自分の体験したことを発表する「子どもサミット」を開催しました。 ・クラブ活動参加者数6,467人 合同行事参加者数5,765人	事業参加者数の増加に努めていくため、クラブ活動やイベント内容の充実、PR方法の工夫等が必要となります。	継続	児童館児童活動事業	子育て支援課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
4	生涯を通じた健康支援
(1)	男女の健康づくり支援

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
159	■ 男女の身体的性差に関する理解と健康の保持増進のため、健康相談、健康診査・指導等を推進するとともに、様々なメディアを通じて健康支援情報や各種健（検）診の重要性を周知するなどしながら、生涯を通じた性差に応じた健康づくりの推進を図ります。	○	生活習慣病の予防や心の健康等の健康づくりについて、正しい知識を身に付け、活用することができるヘルスリテラシー（健康教養）の向上を図るため、中高年及びその家族を対象に、壮年期健康教育を実施しました。 ・健康教育実施回数：224回	市民の健康と寿命に影響を及ぼすがん、糖尿病予防、たばこ対策に重点をおいた健康教育の機会の充実を図っていく必要があります。	継続	壮年期健康教育事業	健康づくり推進課
160		○	生活習慣改善に向けた各種情報をわかりやすく提供するとともに、健康不安の軽減を図るため、中高年及びその家族を対象に、健康相談を実施しました。 ・健康相談実施回数：493回	市民の健康不安の軽減を図り、市民が主体的に健康管理ができるよう、個々の状況に応じた健康相談を継続して実施していく必要があります。	継続	壮年期健康相談事業	健康づくり推進課
161		○	年度内に満40歳、50歳、60歳、70歳を迎えるかたを対象に、指定歯科医療機関において年度内に1回、歯周疾患に関連する自覚症状の有無等の問診、歯や歯周組織の状況等の口腔内検査を無料で実施しました。 ・受診者数：1,442人	口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことへの理解を進め、歯周疾患検診の受診を促進するため、歯周疾患と生活習慣病との関連をわかりやすく伝える啓発チラシを同封し、対象者へ通知するなど、あらゆる機会を通じて広く周知しました。 今後も継続して受診勧奨に努めるとともに受診者数をさらに増やしていく必要があります。	拡充	歯周疾患検診事業	健康づくり推進課
162		○	年度内に満40歳以上となる生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法の支援給付受給者で、職場等で健診を受ける機会のないかたに対して、指定医療機関において通年で健康診査を実施しているほか、集団健診・一括健診でも実施しました。 ・受診者数：719人	健康診査を実施することにより、心疾患や脳卒中等リスクの早期発見や発症予防等、健康管理が図られることから、継続して生活福祉課と連携し、受診を呼びかけていく必要があります。	継続	健康診査事業	健康づくり推進課
163		○	年度内に満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳となる女性で、職場等で検診を受ける機会のないかたに対して、一括検診で骨粗鬆症検診を実施しました。 ・受診者数：536人	骨粗鬆症検診を実施することにより、骨粗鬆症の早期発見・早期介入が図られることから、継続して機会を捉え周知啓発し、必要な受診を呼びかける必要があります。	継続	骨粗鬆症検診事業	健康づくり推進課
164		○	健康の維持・増進や生活の質の向上を図るため、心身の不調により、訪問による健康管理への支援が必要な本人やその家族に対し、訪問指導を実施しました。 ・訪問指導件数：35件	市民の生活の場に出向き保健指導を行うことにより、本人及びその家族の健康の維持・増進や生活の質の向上への支援が図られるため、継続して実施していく必要があります。	継続	成人訪問指導事業	健康づくり推進課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
165	■ 男女の身体的性差に関する理解と健康の保持増進のため、健康相談、健康診査・指導等を推進するとともに、様々なメディアを通じて健康支援情報や各種健（検）診の重要性を周知するなどしながら、生涯を通じた性差に応じた健康づくりの推進を図ります。	○	年度内に満50歳以上となり、職場等で検診を受ける機会のないかたに対して、指定医療機関において通年で胃がん検診を実施しているほか、集団検診・一括検診でも実施しました。胃がん検診は、胃部エックス線検査に加え、偶数年齢になるかたは、医療機関での胃内視鏡検査の選択制とし実施しました。 また、40歳のかたに対しては、胃がんリスクへの早期対応ができるよう、ABC胃がんリスク検診を実施しました。 また、満40歳、50歳、60歳に対し、個別の受診勧奨及び再勧奨を行いました。 ・受診者数：7,399人 （内訳：胃部エックス線検査 5,838人 胃内視鏡検査 1,561人） ・ABC胃がんリスク検診受診者数：381人	胃部エックス線検査の受診者は減少傾向にあるものの、胃内視鏡検査の受診者が増加していることから、市民のかたがたに胃内視鏡検査が浸透してきていると考えます。 胃がん検診を実施することにより、胃がんの早期発見・早期治療が図られるため、継続して機会を捉え周知啓発し、必要な受診を呼びかける必要があります。	継続	胃がん検診事業	健康づくり推進課
166		○	年度内に満40歳以上となり、職場等で検診を受ける機会のないかたに対して、指定医療機関において通年で大腸がん検診を実施しているほか、集団検診・一括検診でも実施しました。 また、満40歳、50歳、51歳、53歳、55歳、57歳、59歳、60歳に対し、個別の受診勧奨及び再勧奨を行いました。 ・受診者数：22,330人	大腸がん検診を実施することにより、大腸がんの早期発見・早期治療が図られるため、継続して機会を捉え周知啓発し、必要な受診を呼びかける必要があります。	継続	大腸がん検診事業	健康づくり推進課
167		○	年度内に満40歳以上となり、職場等で検診を受ける機会のないかたに対して、青森区域では、集団検診・一括検診・単独検診を、浪岡区域では、集団検診・単独検診のほか、指定医療機関において通年で、肺がん検診を実施しました。 単独検診の際に、町内回覧で周知を図りました。 また、満40歳、50歳、60歳に対し、個別の受診勧奨及び再勧奨を行いました。 ・受診者数：9,112人	肺がん検診を実施することにより、肺がんの早期発見・早期治療が図られるため、継続して機会を捉え周知啓発し、必要な受診を呼びかける必要があります。	継続	肺がん検診事業	健康づくり推進課
168	■ 男女が健康でいきいきと暮らせる社会を築いていくため、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図るなど、関係機関とも連携しながらこころの健康づくりを推進します。	○	自殺予防の普及啓発及び支援の充実を図り、地域における自殺対策力を強化するため、人材育成や普及啓発、相談支援の取組を行いました。 ＜人材育成＞ ・自殺予防ゲートキーパー養成講座（初級編）開催回数：2回 ・自殺予防ゲートキーパー養成講座（フォローアップ編）開催回数：2回 ・あおもり出前講座開催回数：1回 ＜普及啓発＞ ・メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の設置（月平均アクセス数：約2,000件） ・自殺予防週間に合わせたパネル展示による啓発 ・広報あおもりへの掲載やホームページ、ラジオ広報による啓発 ・公共施設等におけるこころの相談窓口の掲示、リーフレットの配備 ＜相談支援＞ ・「こころの相談窓口」による相談（相談者数：174人）	自殺による死亡率は昨年に比べ減少しており、人口10万人当たりの自殺者数は、令和5年は12.1でした。これは、国の17.4と青森県の17.8を下回っています。青森市自殺対策行動計画に基づき、今後においても、自殺予防のため、人材育成や普及啓発、相談支援の取組を進めていきます。	継続	自殺対策事業	保健予防課
169	■ 年齢や性差に応じた各種予防接種を実施するとともに、健康教育や研修会などの開催により感染症に関する予防啓発を推進するなど、感染症対策の充実を図ります。	○	感染症予防活動（健康教育やホームページ、広報掲載、感染症発生時の直接指導）や感染症発生及びまん延防止対策（感染症の発生状況の調査等）を行いました。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施されており、感染症の予防及び感染症のまん延防止を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	感染症予防事業	感染症対策課
170		○	特定感染症（エイズ、性感染症、ウイルス性肝炎、風しん）の検査による早期発見、まん延防止対策を行いました。 ・エイズ等検査：128人 ・肝炎ウイルス検査：1,386人 ・風しん抗体検査：164人	特定感染症検査は、匿名性の確保やインターネット予約が可能とするなど申し込みしやすい環境を整えたことにより、検査予約はほぼ定員に達しております。増加している特定感染症がある中、感染症のまん延防止を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	特定感染症検査等事業	感染症対策課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
171	■ 年齢や性差に応じた各種予防接種を実施するとともに、健康教育や研修会などの開催により感染症に関する予防啓発を推進するなど、感染症対策の充実を図ります。	○	市内の大学及び専門学校の入学生に対しエイズ予防に関するパンフレットを配付したほか、各中学校においてエイズ予防教育を実施し、エイズに対する意識や知識の向上を図りました。 ・健康教育実施回数（参加人数）：9回（中学生等 848人）	性行動の低年齢化が進んでおり、若年層からのエイズ予防教育の推進により、早期発見と適切な医療へ結びつけることが大切であること等正しい理解を深め、まん延防止を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	エイズ予防啓発事業	感染症対策課
172		○	乳幼児への急性灰白髄炎（ポリオ）の感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 国の制度改正により、平成24年11月から三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加えた四種混合ワクチンが実施されているため、必要があるかたに実施しました。 ・対象者：生後2か月～7歳6か月に至るまでの間にあるお子さん ・接種件数：1件	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、ポリオ予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	ポリオ予防接種事業	あおもり親子はぐくみブラザ
173		○	乳幼児の麻疹（はしか）及び風しん（3日はしか）の感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：第1期 1歳～2歳に至るまでの間にあるお子さん 第2期 5歳～7歳未満で就学前1年の間にあるお子さん ・接種件数：2,778件（長期療養のかた2件含む）	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、麻疹・風しん予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	麻疹・風しん予防接種事業	あおもり親子はぐくみブラザ
174		○	児童等のジフテリア及び破傷風感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：11歳～13歳未満のお子さん ・接種件数：1,421件	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、二種混合予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	二種混合予防接種事業	あおもり親子はぐくみブラザ
175		○	幼児・児童等の日本脳炎の感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：第1期 生後6か月～7歳6か月に至るまでの間にあるお子さん 第2期 9歳～13歳未満のお子さん 国の規定した特例対象のかた ・接種件数：6,235件	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、日本脳炎予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	日本脳炎予防接種事業	あおもり親子はぐくみブラザ
176		○	乳児の結核感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：生後0か月～1歳に至るまでの間にあるお子さん ・接種件数：1,213件	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、結核予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	結核予防接種事業	あおもり親子はぐくみブラザ
177		○	高齢者のインフルエンザ感染及び重症化を予防するため、指定医療機関において、11月～1月までにインフルエンザの予防接種を実施しました。 ・対象者：下記の①・②に該当し、接種を希望するかた ①満65歳以上のかた ②満60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能、免疫の機能等に障がいのあるかた（内部障がい1級） ・接種者数：43,266人	感染症の発生及び重症化を予防するため、今後も国の動向を注視し、高齢者インフルエンザ予防接種を希望するかたが接種機会を逸することがないように、継続して実施していく必要があります。	継続	高齢者インフルエンザ予防接種事業	感染症対策課
178		○	乳幼児の百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオの感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：生後2か月～7歳6か月に至るまでの間にあるお子さん ・接種件数：1,923件 なお、令和6年4月1日から、四種混合にヒブを加えた五種混合ワクチンの接種が開始されています。 ・対象者：生後2か月～7歳6か月に至るまでの間にあるお子さん ・接種件数：3,217件	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、四種混合予防接種を実施するとともに接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	四種混合予防接種事業	あおもり親子はぐくみブラザ

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
179	■ 年齢や性差に応じた各種予防接種を実施するとともに、健康教育や研修会などの開催により感染症に関する予防啓発を推進するなど、感染症対策の充実を図ります。	○	高齢者の肺炎の感染及び重症化を予防するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：これまで肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがないかたで、下記の①、②に該当し、接種を希望するかた ①接種時に満65歳のかた ②接種時に満60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能、免疫の機能等に障がいのあるかた（内部障がい1級） ・接種件数：926人	感染症の発生及び重症化を予防するため、今後も国の動向を注視し、高齢者肺炎球菌予防接種の対象となるかたが接種機会を逸することがないように、継続して実施していく必要があります。	継続	高齢者肺炎球菌予防接種事業	感染症対策課
180		○	幼児の水痘（水ぼうそう）の感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：1歳～3歳に至るまでの間にあるお子さん ・接種件数：2,336件（長期療養のかた2件含む）	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、水痘予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	水痘予防接種事業	あおもり親子はぐくみプラザ
181		○	乳幼児のヒブの感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：生後2か月～5歳に至るまでの間にあるお子さん ・接種件数：1,542件 なお、令和6年4月1日から、四種混合にヒブを加えた五種混合ワクチンの接種が開始されています。	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、ヒブ感染症予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	ヒブ感染症予防接種事業	あおもり親子はぐくみプラザ
182		○	乳幼児の肺炎球菌の感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：生後2か月～5歳に至るまでの間にあるお子さん ・接種件数：4,800件	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、小児用肺炎球菌感染症予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	小児用肺炎球菌感染症予防接種事業	あおもり親子はぐくみプラザ
183		○	乳児期のB型肝炎の感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：1歳に至るまでの間にあるお子さん ・接種件数：3,629件（長期療養のかた1件含む）	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、B型肝炎感染症予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	B型肝炎予防接種事業	あおもり親子はぐくみプラザ
184		○	乳児期のロタウイルスの感染を予防し、発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：1価ワクチン 生後6週～24週、 5価ワクチン 生後6週～32週に至るまでの間にあるお子さん ・接種件数：2,700件	感染症の発生及びまん延を防止するため、今後も国の動向を注視し、ロタウイルス感染症予防接種を実施するとともに、接種機会を逸することがないように、引き続き、適時適切に未接種者への接種勧奨を行っていく必要があります。	継続	ロタウイルス予防接種事業	あおもり親子はぐくみプラザ
185	■ 自分や相手の生命・個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を築いていけるよう、小・中学生などを対象とした思春期健康教室や、保健体育科、特別活動、道徳などを中心とした学校の教育活動全体を通じて、思春期等における心身の変化や健康教育に関する内容についての学習を行います。	○	学校全体として取り組む喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室や心の健康教室さらには、小学校の体育科や中学校の保健体育科の教科指導、特別活動及び道徳の時間において、性や性感染症予防に関する知識、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の学習を実施しました。 ・実施校：市内の全市立小・中学校（小学校42校、中学校19校）	全ての市立小・中学校において喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室や心の健康教室、性に関する教育等を各学校の実態に応じて実施しており、引き続き、性に関する正しい知識の普及など、思春期健康教育・健康相談を推進していく必要があります。	継続	なし	指導課
186		○	思春期の子どもたちが充実した思春期を過ごし、また、将来的な生活習慣病の予防を図るため、小・中学生および保護者等を対象に思春期健康教室を実施しました。 ・思春期健康教室参加者数：4,489人	命の大切さや思春期の心と体について学び、自己の健康を守り自己実現できるよう支援するとともに、思春期の子どもや保護者の将来的な生活習慣病の予防を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	思春期健康教室事業	あおもり親子はぐくみプラザ

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第2章	安心して暮らせる社会づくり
4	生涯を通じた健康支援
(2)	思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
187	■ 女性は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など生涯にわたり心身の健康面において様々な影響を受けることから、女性のライフステージに応じた健康相談を実施します。	○	生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、思春期から更年期に至る女性を対象に、健康状態に応じた健康管理ができるよう、保健師等による健康相談を実施しました。 ・相談者数：141人	ライフステージごとに変化する女性特有の心身の健康状態に応じた相対対応が重要であることから、今後も引き続き、健康状態に応じた健康管理ができるよう実施していく必要があります。	継続	壮年期健康相談事業 女性健康相談事業	健康づくり推進課 あおもり親子はぐくみプラザ
188	■ 妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であることから、母子健康手帳の交付、妊産婦への訪問指導、マタニティ講座等の開催などにより妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健康診査の公費負担、出産育児一時金などにより経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進します。	○	青森市の国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金500,000円（産科医療補償制度未加入等488,000円）を支給しました。 ・支給件数：89件、44,387,832円 ・事業及び手続き周知機会 「出生届出をされるかたへ」の手続き案内や市ホームページ、国保のしおり（年1回保険証更新時発行）等に掲載しました。	出産に伴う費用は一時的な経済的負担となることから、安心して出産できる環境づくりのため、引続き対象者への事業及び手続きの周知を行っていく必要があります。	継続	出産育児一時金支給事務	国保医療年金課
189		○	国民健康保険に加入している妊産婦に対して、青森市妊産婦十割給付医療証を発行し、医療費（入院以外）の自己負担分を助成しました。 ・医療証発行件数：113件 ・事業及び手続き周知機会 「妊娠届出をされるかたへ」の手続き案内や市ホームページ、国保のしおり（年1回保険証更新時発行）等に掲載しました。	妊産婦の医療費負担軽減を図ることにより、適正受診による症状の重篤化の防止、周産期における母体の保護のため、引続き対象者への事業及び手続きの周知を行っていく必要があります。	継続	妊婦・産婦医療費助成事業	国保医療年金課
190		○	ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染による子宮頸がんの発生を防止するため、指定医療機関において通年で予防接種を実施しました。 ・対象者：小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子 国の規定した特例対象のかた ・接種件数：8,094件	子宮頸がん発症の防止に向け、今後も国の動向を注視し、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種を継続して実施していく必要があります。	継続	ヒトパピローマウイルス感染症予防接種事業	あおもり親子はぐくみプラザ
191		○	妊産婦の妊娠・出産・育児に関する不安の軽減や新生児の健やかな成長・発達を図るため保健師等による訪問指導を実施しました。 ・妊産婦・新生児訪問指導件数：2,475件	妊産婦の妊娠・出産・育児に関する不安の軽減や新生児の健やかな成長・発達を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	妊産婦・新生児訪問指導事業	あおもり親子はぐくみプラザ
192		○	母体の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、公費負担による妊婦健康診査を実施しました。また、多胎妊娠は母児ともにリスクが高く、頻回な健康診査による健康管理が必要となることから、平成30年度から多胎妊婦を対象に、これまでの妊婦健康診査に加え、基本的な妊婦健康診査を最大7回追加して実施しました。 ・妊婦健康診査受診件数：14,309件	妊婦健康診査の公費負担により、母体の健康管理の充実及び経済的負担の軽減が図られ、安心して妊娠・出産できる基盤が整うことから、継続して実施していく必要があります。	継続	妊婦健康診査事業	あおもり親子はぐくみプラザ
193		○	全ての妊産婦が安心して出産を迎え、子育てできるよう、母子健康手帳を交付し、保健師が、一人ひとりの状況に応じてきめ細かな保健指導を実施しました。 ・母子健康手帳交付数：1,187冊	健やかに妊娠生活を送り、安心して出産ができるよう、専門職による母子健康手帳の交付及び保健指導を、継続して実施していく必要があります。	継続	母子健康手帳交付事業	あおもり親子はぐくみプラザ

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
194	■ 妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であることから、母子健康手帳の交付、妊産婦への訪問指導、マタニティ講座等の開催などにより妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健康診査の公費負担、出産育児一時金などにより経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進します。	○	不妊で悩む夫婦等を対象に、医師などの専門職による不妊治療の正しい知識の提供や最新の治療方法の紹介、不妊に関する相談や適切な情報提供を実施しました。 ・不妊専門相談の相談者数：4件	不妊に悩むかたが、医師などの専門職からの不妊治療の正しい知識や最新の治療方法についての情報を得ることで不安の軽減を図ることができることから、継続して実施していく必要があります。	継続	不妊専門相談事業	あおもり親子はぐくみプラザ
195		○	妊婦の健康の保持増進と孤立化する育児環境の解消を図るために、妊婦と夫及びその家族を対象に出産や子育てに必要な情報などを提供するマタニティ講座を実施しました。 ・マタニティ講座参加者数：487人	妊婦の健康の保持増進と子育て支援の充実を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	親子のきずなづくり事業	あおもり親子はぐくみプラザ
196		○	思春期の子どもたちが充実した思春期を過ごし、また、将来的な生活習慣病の予防を図るため、小・中学生および保護者等を対象に思春期健康教室を実施しました。 ・思春期健康教室参加者数：4,489人	命の大切さや思春期の心と体について学び、自己の健康を守り自己実現できるよう支援するとともに、思春期の子どもや保護者の将来的な生活習慣病の予防を図るため、継続して実施していく必要があります。	継続	思春期健康教室事業	あおもり親子はぐくみプラザ
197	■ 女性特有の乳がん、子宮がんをはじめ、発症率が高いとされる各種がんの検診を実施・支援し、健康意識の向上と疾病の予防を促進します。	○	年度内に満20歳以上の偶数年齢となる女性で、職場等で検診を受ける機会のないかたに対して、指定医療機関において通年で子宮頸がん検診を実施しているほか、集団検診・一括検診でも実施しました。 また、満21歳、30歳、34歳、36歳、38歳、40歳、50歳、60歳の女性に対し、個別の受診勧奨及び再勧奨を行いました。 ・受診者数：5,332人	子宮頸がん検診を実施することにより、子宮頸がんの早期発見・早期治療が図られることから、継続して機会を捉え周知啓発し、必要な受診を呼びかける必要があります。	継続	子宮頸がん検診事業	健康づくり推進課
198		○	年度内に満40歳以上の偶数年齢となる女性で、職場等で検診を受ける機会のないかたに対して、指定医療機関において通年で乳がん検診を実施しているほか、集団検診・一括検診でも実施しました。 また、満40歳、44歳、46歳、48歳、50歳、60歳の女性に対し、個別の受診勧奨及び再勧奨を行いました。 ・受診者数：5,023人	乳がん検診を実施することにより、乳がんの早期発見・早期治療が図られることから、継続して機会を捉え周知啓発し、必要な受診を呼びかける必要があります。	継続	乳がん検診事業	健康づくり推進課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第3章	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
1	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革
(1)	あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
199	■ カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、市の広報媒体はもとより、出前講座や情報紙、子ども向け啓発小冊子、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な情報媒体、青森市男女共同参画推進月間をはじめとする様々なイベントなどの機会を活用し、対象やテーマ、年代に応じた広報・啓発活動の充実を図ります。	○	広報あおもりや市ホームページ、市SNS、男女共同参画情報紙「アンジュール」などを活用し、広報・啓発活動を行いました。 ・男女共同参画情報紙「アンジュール」発行回数：2回 ・小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子 配布箇所数：市内の全小・中学校（私立中学校2校を含む） 小学校42校、中学校21校 ・出前講座開催回数：1回	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、広報・啓発活動を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
200		○	カダールを拠点として対象や目的に応じた事業を実施しました。 依頼に応じて出前講座を行いました。 広報あおもり、ホームページ、X、Facebook、Instagram、カダール通信等を活用し、広報・啓発活動を行いました。 また、青森観光コンベンション協会情報誌「観光コンベンションニュース」、あおもり県民カレッジ&生涯学習情報誌「てのひら」、青森県学習情報提供サイト「ありすネット」、新聞社（地元新聞、中央紙青森版）、テレビ・ラジオ局等の各マスコミと連携協力して開催事業の広報を行いました。 さらに、青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」（30分番組）において、毎月、開催事業のPRや男女共同参画関連情報の提供を行いました。 その他、指定管理者のホームページ、X、Facebook、Instagramで開催事業の広報を行いました。 広報・啓発活動においては多様な媒体を活用し、様々な年齢層に興味関心を持ってもらえるように工夫しました。 ・カダール開催事業 回数：61回、参加者数：8795人 ・出前講座 回数：6回、参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、様々な機会をとらえ、また多様な媒体で対象やテーマ、年代に応じた広報・啓発活動を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
201		○	アコールを拠点として、対象や目的に応じた事業を実施しました。 広報あおもり、ホームページ、X、Facebook、Instagram、アコール通信等を活用し、広報・啓発活動を行いました。 また、青森観光コンベンション協会情報誌「観光コンベンションニュース」、あおもり県民カレッジ&生涯学習情報誌「てのひら」、青森県学習情報提供サイト「ありすネット」、新聞社（地元新聞、中央紙青森版）、テレビ・ラジオ局等の各マスコミと連携協力して開催事業の広報を行いました。 さらに、青森ケーブルテレビ「さんかく△すすめ隊」（30分番組）において、毎月、開催事業のPRや男女共同参画関連情報の提供を行いました。 その他、指定管理者のホームページ、X、Facebook、Instagramで開催事業の広報を行いました。 広報・啓発活動においては多様な媒体を活用し、様々な年齢層に興味関心を持ってもらえるように工夫しました。 ・アコール開催事業 回数：21回、参加人数：1,207人 ・アコール通信発行回数：6回 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年 ・「アコール階段ギャラリー」：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、様々な機会をとらえ、また多様な媒体で対象やテーマ、年代に応じた広報・啓発活動を行っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
202		○	新採用職員研修（中期）の中で、男女共同参画に関する理解を深めるためのカリキュラムを実施しました。 ・受講者数：54人	男女共同参画都市である本市の職員にとって、男女共同参画意識は職務上必要な基礎的知識であるものと考えています。そのため、今後も継続して新採用職員を対象に当該カリキュラムを実施していく必要があります。	継続	必修研修に関する事務	人事課
203		○	市職員の男女共同参画に関する理解促進を図るため、庁内各課に男女共同参画情報紙「アンジュール」を配布しました。 ・男女共同参画情報紙「アンジュール」発行回数：2回	男女共同参画情報紙「アンジュール」の配布等により、引き続き、市職員の理解促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第3章	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
1	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革
(2)	男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
204	■ 国・県の動向を注視するとともに、先進的な取組を行っている市内の企業等や他都市の事例等について情報収集を行い、分かりやすく情報を発信します。	○	男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間記念イベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページで周知しました。 ・被表彰者数：「個人及び団体の部」1団体、「事業者の部」1事業所	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、先進的な取組事例等について、情報の収集・提供の充実を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
205		○	国や県の各種刊行物をはじめ、男女共同参画情報誌『共同参画』（内閣府）、男女共同参画専門情報誌『We learn』（公益財団法人日本女性学習財団）、女性と政治の専門情報誌『女性展望』（公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター）の収集・購読や各種報道、また、国立女性教育会館、全国女性会館協議会、青森県男女共同参画センター等との連携や情報共有により、国・県・他都市の動向把握を行いました。 また、各関係機関や他都市が発行する情報誌や啓発ポスター、パンフレット、チラシ等は、常設ボードや情報ステーション等でわかりやすく展示掲示し、法律の制定や改正については「館長のキーワード」「さんかく△すすめ隊」を活用して周知を図りました。 青森市男女共同参画推進表彰受賞者と事業者は、先進事例として「さんかく△すすめ隊」で紹介しました。 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、情報の収集・発信を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
206		○	国や県の各種刊行物をはじめ、男女共同参画情報誌『共同参画』（内閣府）、男女共同参画専門情報誌『We learn』（公益財団法人日本女性学習財団）、女性と政治の専門情報誌『女性展望』（公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター）の収集・購読や各種報道、また、国立女性教育会館、全国女性会館協議会、青森県男女共同参画センター等との連携や情報共有により、国・県・他都市の動向把握を行いました。 また、各関係機関や他都市が発行する情報誌や啓発ポスター、パンフレット、チラシ等は、情報コーナーにわかりやすく展示掲示し、法律の制定や改正については「館長のキーワード」「さんかく△すすめ隊」を活用して周知を図りました。 青森市男女共同参画推進表彰受賞者と事業者は、先進事例として「さんかく△すすめ隊」で紹介しました。 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、情報の収集・発信を行っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
207	■ カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な講座の開催や情報誌等を通じて、効果的な情報発信に努めます。	○	本市の男女共同参画推進の拠点施設であるカダールとアコールに男女共同参画情報紙「アンジュール」を配置し、男女共同参画に関する情報を効果的に発信しました。 ・男女共同参画情報紙「アンジュール」発行回数：2回	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、カダールとアコールを拠点に、男女共同参画に関する様々な情報を効果的に発信していく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
208		○	カダールの開催事業、カダール通信、カダール館内の受付カウンター・常設ボード・情報ステーションでの展示掲示を通じて、カダールの設置目的や男女共同参画関連の情報を発信しました。 また、常設ボードを活用し男女共同参画に関するアンケート調査を実施し、集計後に調査結果を発表しました。 ・カダール開催事業 回数：61回、参加者数：8,795人 ・出前講座 回数：6回、参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「館長のキーワード」発信回数：12回	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、情報の収集・発信を行っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
209		○	アコールの開催事業、アコール通信、アコール館内の移動パネル・情報コーナーでの展示掲示を通じて、アコールの設置目的や男女共同参画関連の情報を発信しました。 ・アコール開催事業 回数：21回、参加人数：1,207人 ・アコール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・「アコール階段ギャラリー」：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、情報の収集・発信を行っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
210	■ 情報紙を定期的に発行し、男女共同参画に関する最新の情報を発信します。	○	男女共同参画情報紙「アンジュール」を9月と3月の年2回発行し、男女共同参画に関する最新の情報を発信しました。 ・男女共同参画情報紙「アンジュール」発行回数：2回	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男女共同参画に関する最新の情報を発信していく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
211	■ 男女共同参画をめぐる現状や意識等について、市民意識調査等を活用した実態把握を行い、市ホームページ等を通じて公表します。	○	市民意識調査で「男女共同参画に対する満足度」の実態把握を行い、その結果を市ホームページに公表しました。	男女共同参画意識の浸透を図るため、本市における男女共同参画の現状や意識等について実態把握を行い、分かりやすく情報発信していく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第3章	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
1	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革
(3)	根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性の意識改革の促進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
212	■ カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、男性が関心を持ち、かつ参加しやすいような各種講座等を企画・開催し、男女共同参画についての理解を促進します。	○	男性が関心を持ち参加しやすいテーマで講座を開催し、参加を促しました。 男性にも知名度が高い講師を招き、講演会・トークショーを開催しました。 ジェンダーについて、男性も日々の生活に即して考えられる機会として「男らしさ女らしさにとらわれないカダールジェンダー川柳」を募集しました。 定期的に、その日集まったメンバーが気軽に悩みなどを語る場を設け、そこで男性の介護など家庭参画に役立つ情報提供を行いました。 無料映画上映会を定期的に開催し、男性も気軽に参加して男女共同参画について気づきを得られる機会を提供しました。 ・「出産前に学びたい！夫婦で向きあう家事育児」参加夫婦数：3組 ・「親子でつくろう！世界でたった一つのおしゃれバッグとタオルでくまちゃん！」参加保護者数：14人（うち男性1人） ・「上野千鶴子講演会」参加者数：97人（うち男性9人） ・「ジェーン・スー講演会」参加者数：246人（うち男性24人） ・「d-iZeトークショー」参加者数：107人（うち男性21人） ・「女性アスリートの健康支援」参加者数：23人（うち男性4人） ・「もっと知りたいディープな韓国」参加者数：33人（うち男性11人） ・「パラリンピック正式種目『ボッチャ』＆『モルック』を体験しよう」参加者数33人（うち男性4人） ・「精神疾患の理解」（2回）参加者数：114人（うち男性23人） ・「最新のハラスメント事情と適切な対応について」参加者数：13人（うち男性8人） ・「カダールジェンダー川柳」応募者数：363人（うち男性148人） ・「カダールジェンダー川柳入門講座」参加差数52人（うち男性15人） ・「なんでも座談会」（6回）参加者数：36人（うち男性14人） ・映画上映会（10回）参加者数：1,787人（うち男性250人）	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男性が関心を持ち、かつ参加しやすいような事業や情報発信を通じて、男性の理解促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
213		○	男性を対象とした料理講座を開催し、男性の家庭参画を図りました。 アコールフェスタ開催に向けて男性参加を促進する企画立案のワークショップを行いました。 男性が関心を持ち参加しやすいテーマで講座を開催し、参加を促しました。 ・「男性の料理講座」（全4回）参加者数：男性31人 ・「どうつくる？アコフェスお祭り男第2弾」参加者数：22人（うち男性2人） ・「今日からできる家族のための防災講座」参加保護者数：2人（うち男性1人） ・「親子で一緒にいらっしや〜い！アコール託児室開放デー」（6回）参加保護者数：23人（うち男性3人） ※斜字は、男性を対象とした講座	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男性が関心を持ち、かつ参加しやすいような事業や情報発信を通じて、男性の理解促進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
214	■ 情報紙などを通じて、男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を促すとともに、各種講座等の開催による男性の家事等の日常生活能力の獲得・向上への支援や男性のロールモデルの情報提供などにより、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。	○	男女共同参画情報紙「アンジュール」を活用し、固定的性別役割分担意識の解消を図るため、防災をテーマに、性別による災害の影響や地域防災の場での役割分担の現状について紹介し、男女共同参画の視点を取り入れることの重要性について意識啓発を行いました。 ・男女共同参画情報紙「アンジュール」発行回数：2回	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男性の家事・育児・介護への参画を促進していく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
215		○	カダール開催事業、出前講座、カダール通信、カダール常設ボード・情報ステーションでの展示掲示、情報番組「さんかく△すすめ隊」を通じて、男性の家事育児介護への参画促進を図りました。 ・「出産前に学びたい！夫婦で向きあう家事育児」参加夫婦数：3組 ・「親子でつくろう！世界でたった一つのおしゃれバッグとタオルでくまちゃん！」参加保護者数：14人 ・「カダールジェンダー川柳」応募者数：363人 ・「なんでも座談会」（6回）参加者数：36人 ・出前講座（6回）参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 「館長のキーワード」発信回数：12回 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男性の家事育児介護への参画について理解促進を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方角性

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方角性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
216	■ 情報紙などを通じて、男性が固定的性別役割 分担意識から脱却するための意識啓発を促す とともに、各種講座等の開催による男性の家 事等の日常生活能力の獲得・向上への支援や 男性のロールモデルの情報提供などにより、 男性の家事・育児・介護への参画を促進しま す。	○	アコール開催事業、アコール通信、アコール館内の移動パネル・情報コー ナーでの展示掲示を通して、男性の家事育児介護への参画促進を図りまし た。 ・「男性の料理講座」（4回） 参加者数：41人 ・「今日からできる家族のための防災講座」 参加者数：4人 ・「親子で一緒にいらっしゃ〜い！アコール託児室開放デー」（6回） 参加者数：56人 ※斜字は、男性を対象とした講座	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男性の家事育 児介護への参画について理解促進を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第3章	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
1	男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革
(4)	子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
217	■ 子どもの頃から、人権尊重の理念や、性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を尊重する意識を育む教育を推進します。 ■ 教員研修や学校訪問、乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上のための研修会等の機会を通じて、教員や保育士など子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上を図ります。	○	研修等で教員の男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、男女共同参画啓発小冊子の授業等での活用について周知しました。 ・実施校：市内の全市立小・中学校（小学校42校、中学校19校）	引き続き、学校内外での異年齢集団や男女共同による活動において、互いのよさを認め合い、自己有用感を味わわせる活動内容を工夫するなどして活動意欲を高めていきます。	継続	教職員研修事業	指導課
218		○	研修等で教員の男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、男女共同参画啓発小冊子の授業等での活用について周知しました。 ・実施校：市内の全市立小・中学校（小学校42校、中学校19校）	「『男女共同参画都市』宣言」や「青森市男女共同参画推進条例（平成30年3月制定）」等を授業で扱うなど、引き続き、教員や子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上を図ります。	継続	教職員研修事業	指導課
219		○	乳幼児期の一体的な教育・保育の推進及び質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭、保育士等の子どもの育ちを支援する者に対する研修を実施しました。 ・教育・保育施設職員研修会開催回数：5回	幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援するものの専門性の向上を図るため、今後も継続して研修会を開催していく必要があります。	継続	地域子育てサポート事業（教育・保育施設研修分）	子育て支援課
220		○	乳幼児期の教育・保育の質的向上を図るため、教職員研修会等を行う青森市私立幼稚園協会に対し、補助金を交付しました。 ・青森市私立幼稚園協会による職員の資質向上を目的とする「教員研修会」の開催回数：2回	より質の高い教育・保育の総合的な提供が求められている中、私立幼稚園教職員の資質の向上を図るため研修会等を行う青森市私立幼稚園協会に対し、引き続き補助金を交付する必要があります。また、子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上を図るため、研修会等に男女共同参画に関する内容を取り入れるよう働きかけます。	継続	私立幼稚園研究支援事業（補助金）	子育て支援課
221		○	各小・中学校単位で実施される家庭教育学級の担当者やPTA関係者に対し、男女共同参画に関する出前講座のチラシを配布し、家庭教育学級での活用をPRするなど、男女共同参画意識を育むことを含め、各地域のニーズに沿った家庭教育に関する学習活動を支援しました。 ・配布箇所数：市内の全小・中学校（小学校42校、中学校19校）	家庭教育学級及び出前講座の実施に当たっては、各学校ごとに地域の状況等を踏まえ、学習テーマを決定していますが、児童生徒の健全な成長に資する身近なテーマが選ばれ、男女共同参画のテーマが選ばれない状況にあることから、引き続きPRしていく必要があります。	継続	家庭教育支援事業	文化学習活動推進課
222		○	子どもの頃から男女共同参画についての意識啓発を図るため、小学6年生版男女共同参画啓発小冊子、中学3年生版男女共同参画啓発小冊子を作成し、市内の全小・中学校（私立中学校2校を含む）に配布しました。 ・配布箇所数：市内の全小・中学校（小学校42校、中学校21校）	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、子どもの頃から男女共同参画についての意識啓発を図る必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第3章	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
2	教育・メディア等を通じた理解促進
(1)	家庭における男女平等教育の推進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
223	■ 男性のみならず、女性の固定的性別役割分担意識の解消を図るほか、男女がともに子育てや家庭教育を担うよう促すとともに、男女共同参画意識を育てる家庭教育を推進します。	○	男女共同参画情報紙「アンジュール」などを活用し、防災をテーマに、性別による災害の影響や地域防災の場での役割分担の現状に関する記事を掲載するなど、固定的性別役割分担意識の解消に向けて情報発信しました。 ・男女共同参画情報紙「アンジュール」発行回数：2回	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男女共同参画意識を育てる家庭教育を推進していく必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課
224		○	カダールの開催事業や子ども対象の講座における保護者への働きかけ、出前講座、カダール通信、常設ボードや情報ステーションでの展示掲示、情報番組「さんかく△すすめ隊」を通じて、男性の家庭参画促進や女性の固定的性別役割分担意識の解消を図りました。 ・「出産前に学びたい！夫婦で向きあう家事育児」 参加夫婦数：3組 ・「カダールジェンダー川柳」 応募者数：363人 ・「上野千鶴子講演会」 参加者数：97人 ・「ジェーン・スー講演会」 参加者数：246人 ・「カダールなんでも座談会」（6回） 参加者数：37人 ・「実験ガールズ2024」（2回） 参加者数：60人 ・「キミの“なりたい”を応援するプロジェクト」 参加者数：18人 ・出前講座（6回） 参加者数：511人 ・カダール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「館長のキーワード」発信回数：12回 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男女共同参画意識を育てる家庭教育の推進に資する働きかけを行っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
225		○	アコールの開催事業や親子対象の講座における保護者への働きかけ、アコール通信、移動パネルや情報コーナーでの展示掲示を通じて、男性の家庭参画促進や女性の固定的性別役割分担意識の解消を図りました。 ・「男性の料理入門講座」（全4回）参加者数：41人 ・「今日からできる家族のための防災講座」 参加者数：4人 ・「親子で一緒にいらっしや〜い！アコール託児室開放デー」（6回）参加者数：56人 ・アコール通信発行回数：6回 ・男女共同参画関連展示：通年 ※斜字は、男性を対象とした講座	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男女共同参画意識を育てる家庭教育の推進に資する働きかけを行っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
226		○	性別に制限を設けず、子育てに関する講座を開催することで、女性の固定的性別役割分担意識の解消を図りました。	男性が家庭教育学級や子育てに関する講座へ参加する割合が低い状況にあるため、引き続き、男性の参加を促進していく必要があります。	継続	家庭教育支援事業	文化学習活動推進課
227	■ 小・中学校で開催している家庭教育学級について、男性も含めたより多くの人に参加しやすい環境づくりを進めます。また、家庭教育に関する情報提供及び相談機会の確保を図ります。	○	各小・中学校単位で実施される家庭教育学級の担当者やPTA関係者に対し、男女共同参画に関する出前講座のチラシを配布し、家庭教育学級での活用をPRするなど、男女共同参画意識を育むことを含め、各地域のニーズに沿った家庭教育に関する学習活動を支援しました。 ・配布箇所数：市内の全小・中学校（小学校42校、中学校19校）	家庭教育学級の実施に当たっては、各学校ごとに地域の状況等を踏まえ、学習テーマを決定していますが、児童生徒の健全な成長に資する身近なテーマが選ばれ、男女共同参画のテーマが選ばれない状況にあることから、引き続きPRしていく必要があります。	継続	家庭教育支援事業	文化学習活動推進課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第3章	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
2	教育・メディア等を通じた理解促進
(2)	学校における男女平等教育の推進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
228	■ 性別にとらわれることなく、一人ひとりの能力・適性・希望等に応じた主体的な選択を促す進路指導等を行い、学校教育において生涯を見通したキャリア教育を推進します。	○	男女共同参画の理解促進のための全ての小学6年生と中学3年生に配布している男女共同参画啓発小冊子を授業等で活用するよう働きかけるとともに、自分のよさや可能性に気づき、夢の実現に向けて志を抱き、自分らしい生き方を実現していけるよう、周知しました。 ・実施校：市内の全市立小・中学校（小学校42校、中学校19校）	社会科や特別活動の学習において、男女共同参画啓発小冊子を活用した学習を実施するとともに、引き続き、自分のよさや可能性に気づき、夢の実現に向けて志を抱き、自分らしい生き方を実現していけるようにキャリア教育の充実に努めます。	継続	なし	指導課
229	■ 子ども向け啓発小冊子の積極的な活用などを通じて、理工系分野や専門職等の女性の参画が進んでいない分野において女性の活躍の機会があることなど男女共同参画についての理解が学校生活において自然に深まるよう努めます。	○	小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、本市が男女共同参画都市であることや青森市男女共同参画推進条例を制定したこと、男女共同参画の必要性等について記載し、男女共同参画についての理解を深めるための啓発を行いました。 ・小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子 配布箇所数：市内の全小・中学校（私立中学校2校を含む） 小学校42校、中学校21校	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、学校生活において男女共同参画についての意識啓発を図る必要があります。	継続	男女共同参画社会形成促進事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第3章	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
2	教育・メディア等を通じた理解促進
(3)	社会教育・生涯学習活動の推進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
230	■ カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応し、女性のエンパワメントを支援するため、女性の生涯にわたる学習機会の提供・充実を図ります。	○	カダール開催事業、出前講座、また常設ボード・情報ステーションでの展示掲示を通じて、女性のエンパワメント支援を図りました。 ・「世界で輝いた女性たち、今を生きる私たち」（3回） 参加者数：49人 ・「プチ起業塾2024」（6回） 参加者数：111人 ・「キミの“なりたい”を応援するプロジェクト」 参加者数：18人 ・「カダールマルシェ」 出店者数：2人 ・「わたしの頼れる仕事のパートナー『Chat GPT』“作業時間かかりすぎ問題”をラクラク解決」 参加者数：45人 ・出前講座（6回）参加者数：511人 ・男女共同参画関連展示：通年 ・「さんかく△すすめ隊」放送：通年 ・「実験ガールズ2024」併催 「弘前大学の女性研究者たち」パネル展：7月	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性のエンパワメントを支援し、女性の生涯にわたる学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
231		○	アコールの開催事業、移動パネルや情報コーナーでの展示掲示を通じて、女性のエンパワメント支援を図りました。 ・「女性のためのお金の増やし方講座」 参加者数：8人 ・「講師デビューステップアップ支援講座」 講師デビュー者数：2人 ・「アコール階段ギャラリー」：通年 ・男女共同参画関連展示：通年	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性のエンパワメントを支援し、女性の生涯にわたる学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課
232	■ 女性のみならず男性に対しても、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な機会をとらえながら、男女共同参画意識を高める学習機会の提供・充実を図ります。	○	男性が参加しやすい事業企画立案・実施に努め、カダールの開催事業においては、グループワーク、ワールドカフェなど参加型形式をとることで学びを深められる場や機会を提供しました。 カダールフェスタ事業の開催をとおして、性別に関わらず男女共同参画意識を高める学習機会の提供・充実を図りました。 ・「映画『グリーン・ブック』鑑賞会」参加者数：105人 鑑賞後の「ワールドカフェ」参加者数：9人 ・「カダールdeシネマ『アルジャーノンに花束を』鑑賞会」 参加者数：135人 鑑賞後の「ワールドカフェ」参加者数：28人 ・「なんでも座談会」（6回）参加者数：36人 ・「カダールフェスタ参加説明会 男女共同参画の視点を学ぶミニ講座」参加者数：40人 ・「カダールフェスタ」参加者数：4,146人 ・「カダールフェスタふりかえり会」参加者数：21人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男女共同参画意識を高める学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	人権男女共同参画課
233		○	男性が参加しやすい事業企画立案・実施に努め、アコールの開催事業においては、グループワークなど、参加型形式をとることで学びを深められる場や機会を提供しました。 アコールフェスタに向けて、男性が参加しやすい企画立案ワークショップを行うなど、参画型の学習機会を提供しました。 アコールフェスタでは、アコール利用者が企画運営を通して性別に関わらず参画意識を醸成する機会を提供しました。 ・「どうつくる？アコフェスお祭り男第2弾」参加者数：22人 ・「アコールフェスタ」 参加者数：790人	男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、男女共同参画意識を高める学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	働く女性の家活動事業	人権男女共同参画課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の 有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
234	■ 男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに自立し、主体的に物事を考え社会参画する能力や態度を身につける必要があることから、地元大学など多様な主体との連携を図りながら、現代的課題や地域の課題に関する学習機会・学習情報の提供を行うなど、社会教育活動の充実を図ります。	○	市民センター等で活動している団体・サークル等の情報や様々な分野の指導者情報を市ホームページに掲載し、市民の幅広い生涯学習活動・社会教育活動を支援しました。	幅広い分野での講座の受講が促進されるよう、引き続きPRしていく必要があります。	継続	生涯学習情報提供事業	文化学習活動推進課
235		○	中央市民センターでは、地域づくりの活動拠点・学習拠点施設として、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、受講者アンケートの結果などによる市民ニーズに対応した講座や、少子高齢化や情報化への対応など現代的・社会的な課題を踏まえ、社会的ニーズがあると思われる講座などを、他部局や大学等とも連携しながら、企画・実施しました。	市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、引き続き、学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	生涯学習支援事業（中央市民センター）	中央市民センター
236		○	地区市民センターでは、地域づくりの活動拠点・学習拠点施設として、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、受講者アンケートの結果などによる市民ニーズに対応した講座や、少子高齢化や情報化への対応など現代的・社会的な課題を踏まえ、社会的ニーズがあると思われる講座などを、他部局や大学等とも連携しながら、企画・実施しました。	市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、引き続き、学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	生涯学習支援事業（地区市民センター）	中央市民センター
237		○	浪岡地区各公民館では、地域づくりの活動拠点・学習拠点施設として、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、受講者アンケートの結果などによる市民ニーズに対応した講座や、少子高齢化や情報化への対応など現代的・社会的な課題を踏まえ、社会的ニーズがあると思われる講座などを、他部局や大学等とも連携しながら、企画・実施しました。	市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、引き続き、学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	公民館運営管理事業（生涯学習支援事業）	浪岡教育課
238	■ 男女共同参画を推進するには、一人ひとりの視野を広げる学習機会の提供が重要であることから、市民センター等において、各種講座の開催など誰もが興味や必要に応じて学ぶことができる学習機会の充実を図ります。	○	市民センター等で活動している団体・サークル等の情報や様々な分野の指導者情報を市ホームページに掲載し、市民の幅広い生涯学習活動・社会教育活動を支援しました。	幅広い分野での講座の受講が促進されるよう、引き続きPRしていく必要があります。	継続	生涯学習情報提供事業	文化学習活動推進課
239		○	中央市民センターでは、地域づくりの活動拠点・学習拠点施設として、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、受講者アンケートの結果などによる市民ニーズに対応した講座や、少子高齢化や情報化への対応など現代的・社会的な課題を踏まえ、社会的ニーズがあると思われる講座などを、他部局や大学等とも連携しながら、企画・実施しました。	市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、引き続き、学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	生涯学習支援事業（中央市民センター）	中央市民センター
240		○	地区市民センターでは、地域づくりの活動拠点・学習拠点施設として、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、受講者アンケートの結果などによる市民ニーズに対応した講座や、少子高齢化や情報化への対応など現代的・社会的な課題を踏まえ、社会的ニーズがあると思われる講座などを、他部局や大学等とも連携しながら、企画・実施しました。	市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、引き続き、学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	生涯学習支援事業（地区市民センター）	中央市民センター
241		○	浪岡地区各公民館では、地域づくりの活動拠点・学習拠点施設として、市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、受講者アンケートの結果などによる市民ニーズに対応した講座や、少子高齢化や情報化への対応など現代的・社会的な課題を踏まえ、社会的ニーズがあると思われる講座などを、他部局や大学等とも連携しながら、企画・実施しました。	市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、引き続き、学習機会の提供・充実を図っていく必要があります。	継続	公民館運営管理事業（生涯学習支援事業）	浪岡教育課

2 令和6年度の活動状況及び令和7年度の方

第3章	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
2	教育・メディア等を通じた理解促進
(4)	メディアにおける男女共同参画の推進

No.	青森市男女共同参画プランに掲げる 主な取組	令和6年度の実施状況		令和6年度における現状・課題	令和7年度 以降の 方向性	関連する事務事業	担当課
		実施の有無	○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入				
242	■ 市が作成する広報・出版物など、市政に関するあらゆる情報発信において、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。	○	広報あおもりの発行にあたり、男女共同参画の視点に立った表現で作成しました。男女共同参画の表現について疑義のある場合は協議を行い、適切な表現に努めました。	引き続き、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めます。	継続	広報あおもり発行事業	広報広聴課
243		○	市ホームページのうち、当課が所管するページにおいては、男女共同参画の視点に立った表現で作成しました。男女共同参画の表現について疑義のある場合は協議を行い、適切な表現に努めました。	ホームページは、当課が広報媒体を管理しているものの、各ページの作成にあたっては事業を所管する課が作成しているため、男女共同参画の視点に立った表現の推進については、全庁職員に対する啓発等が必要です。	継続	ホームページ等運用管理事務	広報広聴課
244		○	SNS等を活用した情報発信にあたり、男女共同参画の視点に立った表現で実施しました。男女共同参画の表現について疑義のある場合は協議を行い、適切な表現に努めました。	引き続き、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めます。	継続	SNS等情報発信事業	広報広聴課